



# 市税のしおり

令和5年度版



須賀川市

# 目次

1	税のあらまし	1
2	市民税	
	○ 個人市民税	3
	○ 法人市民税	14
3	市たばこ税	18
4	入湯税	19
5	軽自動車税（種別割）	20
6	国民健康保険税	24
7	固定資産税	30
8	都市計画税	42
9	納税について	43
10	税証明について	51
11	税についてのお問い合わせ	55



# 税のあらまし

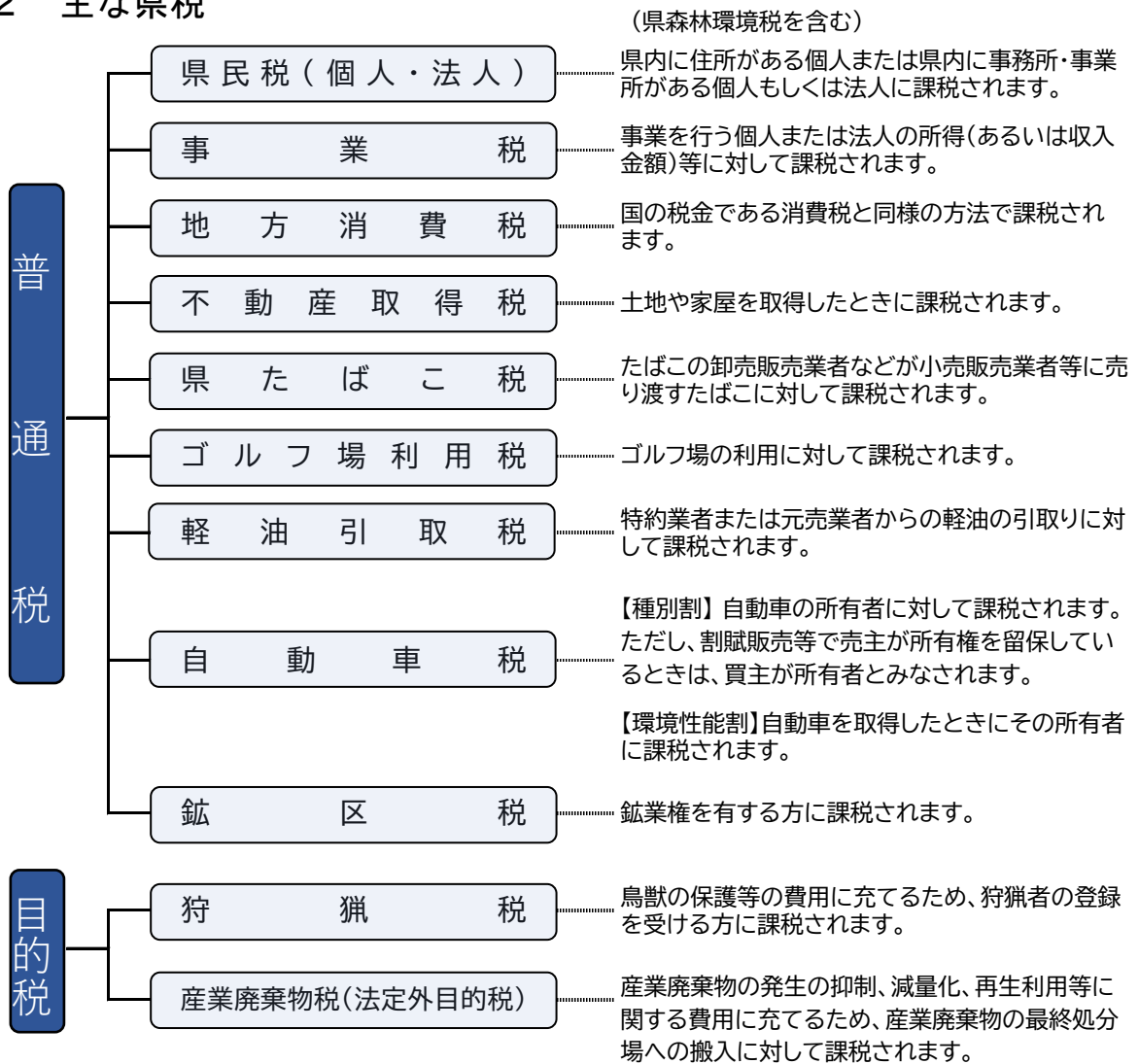
## 1 主な国税

普通税	所得税	個人の 1/1～12/31 の間の所得(利益)に対して課税されます。
	法人税	会社や協同組合などの法人の所得(利益)に対して課税されます。
	地方法人税	法人税の額を基にして課税されます。
	特別法人事業税	法人事業税の納税義務者に対して、法人事業税と同様の方法で課税されます。
	相続税	相続などにより財産を取得した場合に課税されます。
	贈与税	1/1～12/31 の間に個人からもらった財産に課税されます。
	消費税	原則として、すべての品物・サービスの提供時に課税されます。
	酒税	清酒・ビール・ウィスキーなどを製造場から出荷したときに課税されます。
	たばこ税・たばこ特別税	たばこを製造場から出荷したときに課税されます。
	揮発油税・地方揮発油税	自動車のガソリンなどを製造場から出荷したときに課税されます。
	石油ガス税	自動車に石油ガスを入れたときに課税されます。
	航空機燃料税	航空機燃料を航空機に積み込んだときに課税されます。
	石油石炭税	原油等を採取場から出荷したときや原油等、石油製品を輸入したときに課税されます。
	自動車重量税	自動車の車検を受けるときなどに、自動車の重量に応じて課税されます。
	関税	外国から輸入した貨物に課税されます。
	とん税・特別とん税	外国の貨物船が港に入港したときに課税されます。
	印紙税	契約書、領収書など一定の文書に課税されます。
	登録免許税	不動産、船舶、会社の登録などを受けるときに課税されます。
国際観光旅客税	観光基盤の拡充、強化等に関する費用に充てるため、航空機または船舶により出国するときに課税されます。	
目的税	復興特別所得税	東日本大震災の復興に関する費用に充てるため、個人の 1/1～12/31 の間の所得(利益)に対して課税されます。
	電源開発促進税	発電施設等の設置、利用の促進、安全の確保等に関する費用に充てるため、電力を供給する会社に課税されます。

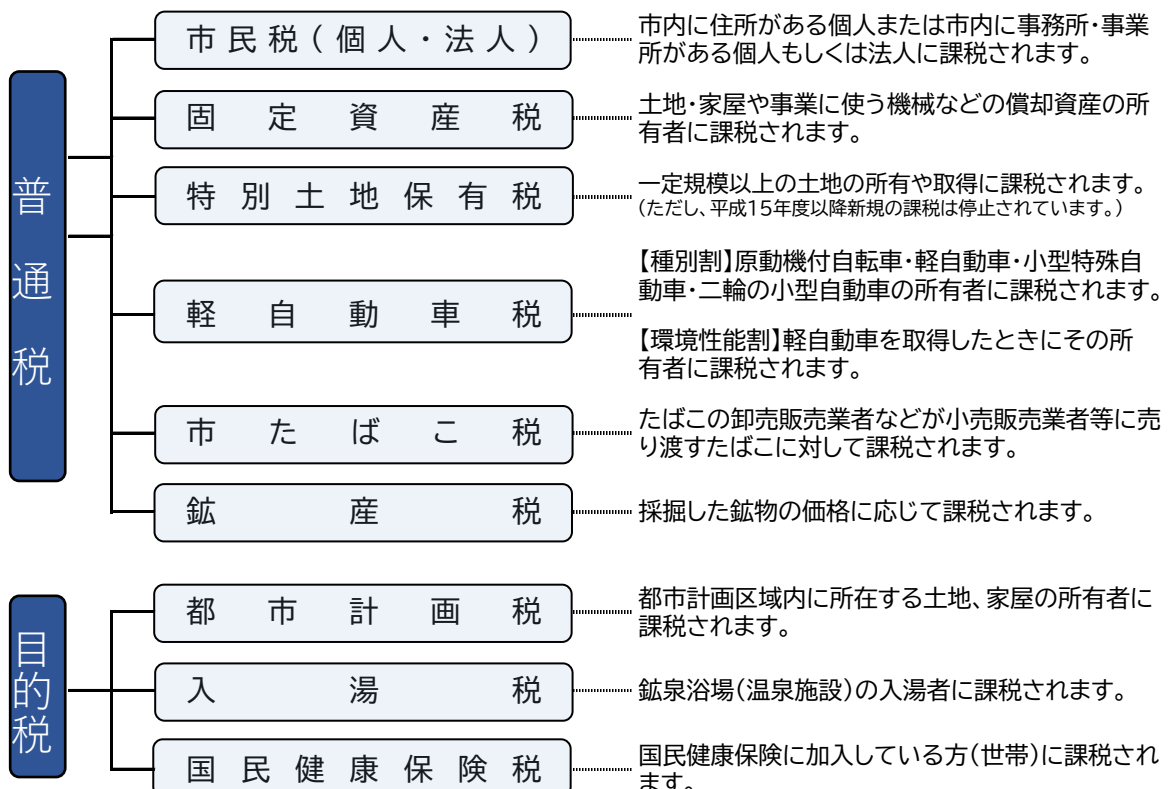
◎普通税とは … 使いみちが特定されず、どのような仕事にも充てることができる税金。

◎目的税とは … 法律や条例により使いみちが特定されている税金。

## 2 主な県税



## 3 市税



# 市民税

市民の方に負担していただく税金で、個人市民税と法人市民税があります。

## ●個人市民税

市内に住所がある個人に課税される税金で、「均等割」と「所得割」があります。

〔均等割〕…所得の額にかかわらず一定の額の負担

〔所得割〕…所得の額に応じて負担



### ◆個人市民税を納める人

その年の1月1日現在の状況で判断します。

納めていただく人	納める税額	
	均等割	所得割
市内に住所がある人	○	○
市内に住所はないが、事務所・事業所または家屋敷がある人	○	—

※家屋敷…自己または家族の居住用の住宅で、現に住んでいるかどうかは問いません。

### ◆個人市民税のかからない人

均等割も所得割もかからない人	次のいずれかに該当する人 ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ② 障がい者、未成年者（未婚者のみ）、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が 135 万円以下の人（給与収入のみの場合、年収 2,044,000 円未満） ③ 前年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の人 $28 \text{ 万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数}) + 168,000 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円}$ ※ただし、同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合は 38 万円
所得割がかからない人	前年中の総所得金額等の合計額が、次の算式で求めた額以下の人 $35 \text{ 万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数}) + 320,000 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円}$ ※ただし、同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合は 45 万円

※扶養親族には、扶養控除の対象とならない 16 歳未満の方を含みます。

#### 用語

##### 総所得金額等（各種所得の合計額）

損失の繰越控除後の総所得金額、特別控除前の分離課税の長（短）期譲渡所得の金額、株式等による譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額および退職所得金額の合計額をいいます。

##### 合計所得金額

純損失・雑損失の繰越控除前の総所得金額等をいいます。

## ◆ 税 率

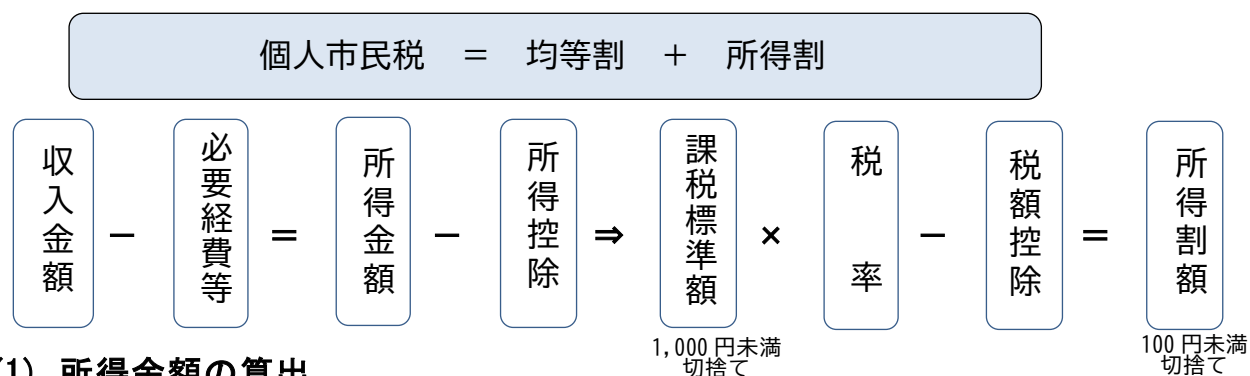
	市 民 税	県 民 税	合 計
均 等 割	3, 5 0 0円	2, 5 0 0円	6, 0 0 0円
所 得 割	6 %	4 %	1 0 %

※県民税均等割のうち1, 0 0 0円は、森林環境税として県の森林環境保全のために使われます。

※東日本大震災からの復興や防災に必要な財源を確保するため、平成26年度から令和5年度まで、市民税と県民税が500円引き上げられました。

## ◆ 税額の計算

個人市民税は、次のような方法で計算されます。



### (1) 所得金額の算出

所得金額とは、前年の1月1日から12月31日までの1年間の収入から必要経費などを差し引いたものです。所得が複数ある場合は、それぞれの所得金額を算出し、それらを合計します。

#### 【所得の種類と所得金額の計算方法】

所得の種類		所得金額の計算方法
総合課税	利子所得	公債、社債、預貯金等の利子 収入金額
	配当所得	株式や出資金の配当等 収入金額－株式などの元本取得のために要した経費
	不動産所得	家賃、地代、権利金等 収入金額－必要経費
	事業所得	農業、漁業、製造業、医師などの事業から生じる所得 収入金額－必要経費
	給与所得	給与、賃金、賞与など 収入金額－給与所得控除額
分離課税	退職所得	退職金、退職手当等 (収入金額－退職所得控除額)×1/2
	山林所得	山林(立木)を売った場合に生じる所得 収入金額－必要経費－特別控除額(最高50万円)
	譲渡所得	土地などの財産を売った場合に生じる所得 収入金額－譲渡資産の取得費－譲渡費用－特別控除額

所得の種類		所得金額の計算方法
総合課税	一時所得	競馬の払戻金、賞金、生命保険の満期戻金等 {収入金額－必要経費－特別控除額（最高 50 万円）}×1/2
	雑所得	次の①と②の合計額 ① 公的年金収入金額－公的年金等控除額 ② ①を除く雑所得の収入金額－必要経費

○非課税所得（所得金額に算入されない所得）

- ・遺族年金、障害年金
- ・宝くじの当選金
- ・生活保護法により支給される保護費
- ・給与所得者の通勤手当（上限あり）
- ・損害保険金、損害賠償金、慰謝料
- ・健康保険、労災保険等からの給付
- ・義援金、見舞金
- ・雇用保険の失業等給付

① 給与所得金額

給与所得については、必要経費に代わるものとして収入金額から給与所得控除額を差し引きます。

給与所得金額の計算方法は下表のとおりです。

給与収入金額	給与所得金額	
550,999 円まで	0 円	
551,000 円～1,618,999 円	収入金額－550,000 円	
1,619,000 円～1,619,999 円	1,069,000 円	
1,620,000 円～1,621,999 円	1,070,000 円	
1,622,000 円～1,623,999 円	1,072,000 円	
1,624,000 円～1,627,999 円	1,074,000 円	
1,628,000 円～1,799,999 円	A = 収入金額÷4 (千円未満切捨)	A×2.4+100,000 円
1,800,000 円～3,599,999 円		A×2.8－80,000 円
3,600,000 円～6,599,999 円		A×3.2－440,000 円
6,600,000 円～8,499,999 円	収入金額×0.9－1,100,000 円	
8,500,000 円以上	収入金額－1,950,000 円	



## ② 公的年金等に係る雑所得

公的年金等については、収入金額から公的年金等控除額を差し引いたものが、所得（雑所得）となります。雑所得の計算方法は下表のとおりです。

年齢	公的年金等収入金額 A	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳 未満	130万円以下	A-60万円	A-50万円	A-40万円
	130万円超	A×75%	A×75%	A×75%
	410万円以下	-27.5万円	-17.5万円	-7.5万円
	410万円超	A×85%	A×85%	A×85%
	770万円以下	-68.5万円	-58.5万円	-48.5万円
	770万円超	A×95%	A×95%	A×95%
	1,000万円以下	-145.5万円	-135.5万円	-125.5万円
65歳 以上	1,000万円超	A-195.5万円	A-185.5万円	A-175.5万円
	330万円以下	A-110万円	A-100万円	A-90万円
	330万円超	A×75%	A×75%	A×75%
	410万円以下	-27.5万円	-17.5万円	-7.5万円
	410万円超	A×85%	A×85%	A×85%
	770万円以下	-68.5万円	-58.5万円	-48.5万円
	770万円超	A×95%	A×95%	A×95%
	1,000万円以下	-145.5万円	-135.5万円	-125.5万円
1,000万円超	A-195.5万円	A-185.5万円	A-175.5万円	

## (2) 所得控除

所得控除は、納税義務者の実情に応じた税負担を求めるために、扶養親族の有無や病気、災害などによる出費があるかなどの個人的な事情を考慮して、所得金額から差し引くものです。

控除の種類	控 除 額
雑損控除	災害などにより本人または同一生計の親族が所有する資産に損失を受けた場合。次のうち、いずれか多い方の金額 ① 差引損失額(損害金額-保険金等で補てんされる金額)-(総所得金額等の合計額×10%) ② 差引損失額のうち災害関連支出の金額-5万円



控除の種類	控 除 額			
医療費控除	<p>本人または同一生計の親族の医療費を支払った場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">           支払った医療費の金額            - 保険金等で補てんされる金額         </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;">           総所得金額等×5%または            10万円のいずれか少ない金額         </td> </tr> </table> <p>(最高限度額 200万円)</p>	支払った医療費の金額 - 保険金等で補てんされる金額	-	総所得金額等×5%または 10万円のいずれか少ない金額
支払った医療費の金額 - 保険金等で補てんされる金額	-	総所得金額等×5%または 10万円のいずれか少ない金額		
セルフメディケーション税制 (医療費控除と選択適用)	<p>健康の保持増進や疾病の予防の取組を行っている人が、特定一般用医薬品を購入した場合          医薬品の購入費 - 12,000円 (最高限度額 88,000円)</p>			
社会保険料控除	<p>本人または同一生計の親族の社会保険料(健康保険、国民年金、介護保険など)を支払った場合 → 支払った金額</p>			
小規模企業共済等掛金控除	<p>小規模企業共済掛金、確定拠出年金法の個人型年金の加入者掛金および心身障害者扶養共済掛金などを支払った場合          → 支払った金額</p>			
生命保険料控除	<p>一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料を支払った場合、それぞれ計算した金額の合計額(限度額 70,000円)</p> <p>① 旧契約保険料(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)</p> <p>15,000円まで……支払保険料の全額          15,001円～40,000円……支払保険料×1/2+7,500円          40,001円～70,000円……支払保険料×1/4+17,500円          70,001円以上……35,000円(限度額)</p> <p>② 新契約保険料(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)</p> <p>12,000円まで……支払保険料の全額          12,001円～32,000円……支払保険料×1/2+6,000円          32,001円～56,000円……支払保険料×1/4+14,000円          56,001円以上……28,000円(限度額)</p> <p>※一般生命保険料または個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上記の算式により計算した控除額の合計額(限度額 28,000円)</p>			



控除の種類	控 除 額
地震保険料控除	<p>① 地震保険契約の場合 支払保険料が 50,000 円以下……支払保険料×1/2 50,001 円以上……25,000 円</p> <p>② 旧長期損害保険契約（平成 18 年 12 月 31 日までに締結したもの）の場合 支払保険料が 5,000 円以下……支払保険料の全額 5,001 円～15,000 円……支払保険料×1/2+2,500 円 15,001 円以上……10,000 円</p> <p>※地震保険契約と旧長期損害保険契約がある場合、それぞれ計算した金額の合計額（最高 25,000 円）。ただし、1 つの契約で地震保険と旧長期損害保険がある場合は、いずれか一方のみ選択する。</p>
障害者控除	<p>本人、その控除対象配偶者、同一生計配偶者、扶養親族が障害者の場合 ……一人につき 26 万円</p> <p>特別障害者の場合……30 万円 同居特別障害者の場合……53 万円 「特別障害者」とは 身体障害者手帳 1、2 級 戦傷病者手帳 特別項症～第 3 項症 療育手帳 A 精神福祉手帳 1 級</p> <p>※扶養控除の対象とならない 16 歳未満の扶養親族も、障害者控除の対象となります。</p>
ひとり親控除	<p>次のすべてに該当する場合…30 万円</p> <p>① 婚姻していない人または配偶者の生死が明らかでない人かつ、生計を一にしている子（総所得金額等が 48 万円以下の者）を有すること。 ② 合計所得金額が 500 万円以下であること。 ③ あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと。</p>
寡婦控除	<p>次のいずれかに該当し、ひとり親控除に該当しない場合…26 万円</p> <p>① 夫と離婚した後、次のすべてに該当する人 ア 生計を一にする子以外の扶養親族（合計所得金額が 48 万円以下の者）を有すること。 イ 合計所得金額が 500 万円以下であること ウ あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと。 ② 夫と死別している人、または夫の生死があきらかでない人で①のイ、ウに該当する人</p>
勤労学生控除	<p>各種学校や専修学校等の生徒で合計所得金額が 75 万円以下であり、給与所得以外の所得が 10 万円以下の場合……26 万円</p>

控除の種類	控 除 額																																											
配偶者控除	<p>同一生計配偶者のうち、合計所得金額が 1,000 万円以下の居住者の配偶者（前年の合計所得金額が 48 万円以下）がいる場合            ※他の納税義務者の扶養親族または事業専従者を除く。（単位 円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">扶養する側の人の 合計所得金額</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">控除額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">一般の控除対象 配偶者</th> <th style="text-align: center;">老人控除対象 配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">900 万円以下</td> <td style="text-align: center;">330,000</td> <td style="text-align: center;">380,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">900 万円超 950 万円以下</td> <td style="text-align: center;">220,000</td> <td style="text-align: center;">260,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">950 万円超 1,000 万円以下</td> <td style="text-align: center;">110,000</td> <td style="text-align: center;">130,000</td> </tr> </tbody> </table>	扶養する側の人の 合計所得金額	控除額		一般の控除対象 配偶者	老人控除対象 配偶者	900 万円以下	330,000	380,000	900 万円超 950 万円以下	220,000	260,000	950 万円超 1,000 万円以下	110,000	130,000																													
扶養する側の人の 合計所得金額	控除額																																											
	一般の控除対象 配偶者	老人控除対象 配偶者																																										
900 万円以下	330,000	380,000																																										
900 万円超 950 万円以下	220,000	260,000																																										
950 万円超 1,000 万円以下	110,000	130,000																																										
配偶者特別控除	<p>本人の合計所得金額が 1,000 万円以下の方で、生計を一にする配偶者（他の納税義務者の扶養親族または事業専従者を除く）を有する場合            （単位 円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">扶養する側の人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">900 万円以下</th> <th style="text-align: center;">900 万円超 950 万円以下</th> <th style="text-align: center;">950 万円超 1,000 万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">48 万円超 95 万円以下</td> <td style="text-align: center;">330,000</td> <td style="text-align: center;">220,000</td> <td style="text-align: center;">110,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">95 万円超 100 万円以下</td> <td style="text-align: center;">330,000</td> <td style="text-align: center;">220,000</td> <td style="text-align: center;">110,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100 万円超 105 万円以下</td> <td style="text-align: center;">310,000</td> <td style="text-align: center;">210,000</td> <td style="text-align: center;">110,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">105 万円超 110 万円以下</td> <td style="text-align: center;">260,000</td> <td style="text-align: center;">180,000</td> <td style="text-align: center;">90,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">110 万円超 115 万円以下</td> <td style="text-align: center;">210,000</td> <td style="text-align: center;">140,000</td> <td style="text-align: center;">70,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">115 万円超 120 万円以下</td> <td style="text-align: center;">160,000</td> <td style="text-align: center;">110,000</td> <td style="text-align: center;">60,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">120 万円超 125 万円以下</td> <td style="text-align: center;">110,000</td> <td style="text-align: center;">80,000</td> <td style="text-align: center;">40,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">125 万円超 130 万円以下</td> <td style="text-align: center;">60,000</td> <td style="text-align: center;">40,000</td> <td style="text-align: center;">20,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">130 万円超 133 万円以下</td> <td style="text-align: center;">30,000</td> <td style="text-align: center;">20,000</td> <td style="text-align: center;">10,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※配偶者控除と異なり、税法上の扶養とはなりません。            また、市県民税の非課税基準となる扶養人数には入りません。</p>	配偶者の合計所得金額	扶養する側の人の合計所得金額			900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	48 万円超 95 万円以下	330,000	220,000	110,000	95 万円超 100 万円以下	330,000	220,000	110,000	100 万円超 105 万円以下	310,000	210,000	110,000	105 万円超 110 万円以下	260,000	180,000	90,000	110 万円超 115 万円以下	210,000	140,000	70,000	115 万円超 120 万円以下	160,000	110,000	60,000	120 万円超 125 万円以下	110,000	80,000	40,000	125 万円超 130 万円以下	60,000	40,000	20,000	130 万円超 133 万円以下	30,000	20,000	10,000
配偶者の合計所得金額	扶養する側の人の合計所得金額																																											
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下																																									
48 万円超 95 万円以下	330,000	220,000	110,000																																									
95 万円超 100 万円以下	330,000	220,000	110,000																																									
100 万円超 105 万円以下	310,000	210,000	110,000																																									
105 万円超 110 万円以下	260,000	180,000	90,000																																									
110 万円超 115 万円以下	210,000	140,000	70,000																																									
115 万円超 120 万円以下	160,000	110,000	60,000																																									
120 万円超 125 万円以下	110,000	80,000	40,000																																									
125 万円超 130 万円以下	60,000	40,000	20,000																																									
130 万円超 133 万円以下	30,000	20,000	10,000																																									
扶養控除	<p>前年の合計所得金額が 48 万円以下の同一生計の扶養親族がいる場合            （親族とは、6 親等内の血族と 3 親等内の姻族です）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定扶養控除(19 歳以上 23 歳未満)……1 人につき 45 万円</li> <li>・ 老人扶養控除(70 歳以上) ……………1 人につき 38 万円</li> <li>・ 同居老親等扶養控除……………1 人につき 45 万円                （本人または配偶者の直系尊属で本人または配偶者と常に同居している方）</li> <li>・ 一般の扶養親族(16 歳以上で上記以外)…1 人につき 33 万円</li> </ul> <p>※控除額は、12 月 31 日現在の扶養親族の年齢、同居の有無などにより異なります。</p>																																											
基礎控除	43 万円																																											

### (3) 税額控除

税率を乗じた後の算出税額から、税額の種類に応じて、一定金額を控除するものです。

#### ① 調整控除

税源移譲によって生じる所得税と市県民税の人的控除額（扶養控除や配偶者控除など）の差による負担増を調整するため、次の算式によって求めた金額を所得割から控除します。なお、合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除はありません。

##### ア 合計課税所得金額が200万円以下の場合

次のいずれか小さい金額の5%（市民税3%・県民税2%）

（ア）所得税との人的控除額の差の合計額

（イ）合計課税所得金額

##### イ 合計課税所得金額が200万円超の場合

{人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)} の5%

※人的控除額の差……市県民税と所得税では基礎控除額や扶養控除額（控除対象配偶者、一般扶養、特定扶養等）が異なり、その差額をいいます。

#### ② 配当控除

株式の配当などの配当所得があるときは、その金額に定められた率を乗じた額が所得割税額から差し引かれます。

#### ③ 外国税額控除

国外で得た所得に、外国の法令による所得税相当額が課税された時は、所得税額から、控除限度額を上限として、外国所得税を控除します。

なお、所得税から控除しきれない場合には、住民税から一定の額を限度として控除されます。

#### ④ 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

平成21年から令和7年12月31日までの間に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から引ききれなかった控除額がある場合は、引ききれなかった控除額分が翌年度の市県民税から控除されます。

※所得税のように税額の還付を行うものではなく、翌年度の市県民税から控除されます。

※各入居年に対する控除限度額については、下表のとおりです。

居住年（月）	平成21年 ～平成26年3月	平成26年4月 ～令和3年12月	令和4年1月 ～令和7年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）	所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）	所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）

※ただし住宅取得に係る消費税が5%の場合は5%（最高9.75万円）

## ⑤ 寄附金税額控除

以下に掲げる寄附金（総所得金額等の30％を限度）を支出し、2,000円を超える場合、その超えた金額の10％（市民税6％・県民税4％）に相当する金額が控除されます。

- ア 都道府県、市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）
- イ 共同募金会、日本赤十字社支部に対する寄附金
- ウ 福島県、須賀川市が条例で指定した寄附金

### ○税額控除額

#### A 基本控除額

（寄附金の合計額－2,000円）×10％（市民税6％・県民税4％）

#### B 特例控除額（アのふるさと納税に適用）

（寄附金の合計額－2,000円）×（90％－寄附した方に適用される所得税の税率×1.021）

※Aの控除対象寄附金は総所得金額等の30％が限度です。

※特例控除は、アのふるさと納税にのみ適用され、個人市・県民税所得割の20％を限度とします。

※ふるさと納税のワンストップ特例を申請した場合は、上記控除額に加えて、申告特例控除額（所得税控除額相当額）が控除されます。

## ⑥ 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

上場株式等の配当所得や譲渡所得については、支払いの際に配当割・株式等譲渡所得割5％（市民税3％・県民税2％）が課税されています。その所得を次の年度に住民税の申告（確定申告を含む）をした場合、住民税所得割額からこの配当割・株式等譲渡所得割額を差し引きます。差し引ききれなかった分は、均等割額に充当し、充当しきれない金額を還付します。

## ◆市県民税の申告

1月1日現在で、須賀川市内に住所のある方は3月15日までに前年中の所得金額や所得控除などを申告しなければならないこととなっております。

### 〈市県民税の申告が不要な人〉

- ・前年中に所得がなく、須賀川市内居住の家族の扶養になっている人
- ・税務署に確定申告をした方およびその扶養親族
- ・前年中の所得が給与所得のみで、勤務先から須賀川市に「給与支払報告書」が提出されている方およびその扶養親族
- ・前年中の所得が公的年金等のみで、日本年金機構から須賀川市に「公的年金等支払報告書」の提出があり、控除の追加がない人



## ◆納税の方法

個人市県民税の納税方法には、納税通知書で納める「普通徴収」と給与や公的年金等から差し引いて納める「特別徴収」の2つの方法があります。

### (1) 普通徴収

市が送付する納税通知書により、年4回に分けて納めていただきます。

	第1期	第2期	第3期	第4期
納期	6月	8月	10月	翌年1月

※納期限は、各納期の末日（末日が休みの時はその翌日）

### (2) 給与からの特別徴収

給与所得者には、勤務先などの給与支払者を通じて特別徴収税額通知書が送られ、これに基づき市県民税が6月から翌年の5月までの12回に分けて、毎月の給料から差し引かれます。

これを給与支払者が翌月の10日までに市へ納入します。

#### ○年の途中で退職された場合

特別徴収で市県民税を納付していた方が、退職された場合の納税方法は次のとおりです。

6月から12月末までの退職	残りの税額は普通徴収に切り替わり、個人で納税することになりますので、市から送付される納税通知書で納付してください。 ただし、申出があれば退職金などから未徴収税額を給与支払者を通じて一括で納税できます。
1月から4月末までの退職	残りの税額を給与支払者を通じて退職金などから一括で納めていただきます。 ※本人からの申出がなくてもこの方法で納税していただくことになっています。 ただし、退職金などの支払額が残税額より少ないときは普通徴収となり、個人で納税することになります。

### (3) 年金からの特別徴収

4月1日現在、満65歳以上で老齢基礎年金等を受給している方の、年金に係る所得から算出される市県民税については、年金支払者が年金から差し引いて、市へ納めていただきます。

公的年金所得以外の所得（給与、農業等）から算出される市県民税については、給与からの特別徴収または普通徴収による納付となります。

## ○特別徴収の対象となる方

次の要件にすべて該当する人が対象です。

- ①前年中に公的年金の支払いを受けている人
- ②当該年度の初日（毎年4月1日）において、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の人
- ③老齢基礎年金等の年額が18万円以上である人（1つの年金において）
- ④須賀川市での介護保険料が年金から差し引かれている人

※ただし、上記の①から④までのすべてに該当しても、次の場合は特別徴収となりません。

- (ア)特別徴収税額が老齢基礎年金等の年額を超える場合
- (イ)当該年度の1月2日以降に他の市町村へ転出した場合
- (ウ)公的年金等に係る所得について税額が生じない場合

## ○特別徴収の方法

- ① 新たに公的年金で特別徴収の対象となった年度（65歳になった人、一度特別徴収が中止になり、再度特別徴収になった人）

	普通徴収		特別徴収（年金からの差し引き）		
	第1期(6月)	第2期(8月)	10月	12月	2月
税 額	← 年税額の1/4 →		← 年税額の1/6 →		

- ②次年度以降

	特別徴収（年金からの差し引き）					
	仮 徴 収			本 徴 収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	← (前年度分の年税額の1/6) →			← (年税額－仮徴収税額)の1/3 →		

※年金所得者の納税の利便性や市町村の徴収事務の効率化の観点から、「転出や税額変更があった場合においても一定の要件のもと、特別徴収を継続することとなりました。

## ●法人市民税

須賀川市内に事務所や事業所などがある法人に課税される税金で、資本金等の額と従業者数に応じて負担する「均等割」と所得（法人税の税額）に応じて負担する「法人税割」があります。

### ◆納税義務者

納税義務者	均等割	法人税割
市内に事務所や事業所を有する法人	○	○
市内に事務所や事業所はないが、寮、宿泊所などを有する法人	○	—
市内に事務所や事業所などを有する公益法人等で収益事業を行わないもの（均等割非課税に該当するものは除く）	○	—
市内に事務所、事業所などがある公益法人等または人格のない社団等で、収益事業を行っているもの	○	○

### ◆均等割

均等割の税率は、資本金等の額と従業者数により次のように決められています。

資本金等の額	市内の従業者数	
	50人超	50人以下
50億円を超える法人	3,000,000円	410,000円
10億円を超え50億円以下の法人	1,750,000円	410,000円
1億円を超え10億円以下の法人	400,000円	160,000円
1千万円を超え1億円以下の法人	150,000円	130,000円
1千万円以下の法人	120,000円	50,000円

資本金等の額は、次の(1)と(2)のいずれか大きい方の額で税率区分が適用されます。

- (1) 法人税（国税）の資本金等の額に無償増減資等を加減算した額
- (2) 資本金の額及び資本準備金の合算額または出資金の額

※資本金等の額と市内の従業者数は、事業年度の末日で判定します。

※市内に事業所等を有していた期間が12か月に満たない場合は、有していた月数によりあん分します。





## ◆法人税割

法人税割とは、法人の所得の大きさにより負担するもので、その基礎となる課税標準額は、法人税額（国税）を用いています。

$$\text{法人税額} \times \text{税率} (6.0\%) = \text{法人税割}$$

※須賀川市以外の市町村にも事務所等がある場合には、市町村ごとの従業者数で均分して算出します。

## ◆申告と納税

法人市民税は、事業年度終了後一定期間内に、法人等が納付すべき税額を計算し申告書を提出するとともに、その申告した税額を納めていただくことになっています。

申告区分		納付税額	申告及び納付期限
中間申告	予定申告	均等割（年税）の2分の1と、前事業年度の法人税割の2分の1との合計額	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
	仮決算による中間申告	均等割（年税）の2分の1と、その事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして算定した法人税割額との合計額	
確定申告		均等割額と法人税割額との合計額 ただし、中間申告により納付した税額がある場合は、その税額を差し引いた額	事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内

## ◆法人の設立、設置、転入等の届出について

市内に法人を設立または事務所等を設置した場合には届出が必要です。

また、すでに市内にある事務所等に異動が生じた場合にも届出が必要です。

区分	届出内容	添付書類（コピー可）
法人設立・設置・転入届出書	市内に法人を設立した場合	登記簿謄本・定款
	市内に事務所等を設置した場合	
	本店所在地が市外から市内へ移転した場合	
法人の異動(変更)届出書	登記簿の内容に変更があった場合 (商号・所在地・代表者・資本金・解散等)	登記簿謄本
	事業年度の変更	定款・総会議事録等
	申告期限の延長	税務署収受印のある申告期限の延長の特例の申請書の写し等
	事務所などの閉鎖	登記簿謄本 ※登記されている場合のみ
	事務所などの休業 ※営業再開時には「営業再開」の届出が必要	不要



**Q1**

私の妻はパートに出ているのですが、年間収入がいくらになると市・県民税がかかりますか？  
また、配偶者控除の対象になるのはいくらまででしょうか？

**A 1**

パートの収入が93万円以下ですと、給与所得控除（55万円）を差し引いた残額が市県民税の非課税限度額（38万円）以下となりますので市・県民税はかかりません。

また、パートの年収が103万円までは、ご主人の配偶者控除を受けることができます。なお、配偶者特別控除は、201万6千円未満まで受けることができますが、収入金額により控除額が違ってきます。

◆妻のパート収入と税

パート収入	妻に税金がかかるか		あなたが配偶者控除を受けられるか	
	所得税	市・県民税	配偶者控除	配偶者特別控除
93万円以下	かからない	かからない	受けられる	受けられない
93万円を超え 103万円以下	かからない	かかる	受けられる	受けられない
103万円を超え 201万6千円未満	かかる	かかる	受けられない	受けられる

※あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除を受けることはできません。

※「税金の扶養」と「健康保険の扶養」は異なります。「健康保険の扶養」については、職場の健康保険担当にお問い合わせください。国民健康保険には扶養の制度はありません。

**Q2**

私は令和5年4月1日に須賀川市から郡山市に引っ越しました。  
ところが、6月に須賀川市から令和5年度の個人市・県民税の納税通知書が送られてきました。郡山市に納めるのではないのですか？

**A 2**

個人市・県民税は、毎年1月1日現在に住所のある市区町村で前年中の所得に基づいて課税されることとなります。あなたの場合は、令和5年1月1日現在は須賀川市に住所がありましたので、その後、郡山市に引っ越しをされても、令和5年度の個人市・県民税は須賀川市に納めていただくこととなります。

**Q3** 会社に勤めており、市・県民税は毎月給料から差し引かれていました。9月末に会社を退職し現在は無職ですが、先日、市・県民税の納税通知書が送られてきました。退職後も市県民税が課税されるのはなぜでしょうか？

**A 3** 給与所得者の市・県民税は、前年中の所得に係る税額を6月から翌年の5月までの12回に分割して、毎月給与から差し引かれ、市に納付されますが、年の途中で退職などにより給与から差し引くことができなくなった分は、別に納めていただくこととなります。

あなたの場合は、9月末に退職されたことから、10月以降の分を給与から差し引くことができないため、10月から翌年5月までの8か月分をご自分で納付書により納めていただくこととなります。

また、今年1月から退職までの所得に対する市・県民税は、来年度に課税されることとなります。

なお、退職金にかかる市・県民税は、退職金等の支払いを受けた時に差し引かれています。

**Q4** 私の夫は令和5年3月に死亡しましたが、昨年中に夫が得た所得に対する市・県民税の納税通知書が、代表納税相続人として私のところに送られてきました。死亡した夫の市・県民税も納める義務があるのでしょうか？

**A 4** 市・県民税は、毎年1月1日現在で住所のある人に対して課税されることになっています。市・県民税を納めている人、または納めなければならない人が死亡された場合でも、その時点で納税義務がなくなるものではなく、相続された人に引き続き納めていただくこととなります。

**Q5** 私は66歳で、公的年金からの特別徴収対象者ですが、市・県民税を以前のように納付書で納めることはできますか？

**A 5** 公的年金からの差し引き（特別徴収）の対象となる方は、地方税法（321条の7の2）に基づき納付書や口座振替で納めていただくことはできないことになっています。

## 市たばこ税

市たばこ税は、須賀川市内で日本たばこ産業株式会社や特定販売業者などが、小売店に売り渡したたばこに対して課税されます。

### ◆市たばこ税を納める人

製造たばこの製造者（日本たばこ産業株など）、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者

※たばこの小売価格の中には、市たばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは、たばこの購入者です。

### ◆税率と税額の計算方法

(1) 税率 1, 000本につき6, 552円

(2) 計算方法

$$\text{たばこの売り渡し本数} \times \text{税率}$$

### ◆申告と納税

卸売販売業者等が、毎月の売り渡し本数や税額等を記載し、翌月末日までに須賀川市に申告し、納付することになっています。

(例) 1箱580円のたばこの場合

販売経費等
222.39円
税金
357.61円
(61.7%)

●製造たばこ1箱あたりの税金

市たばこ税	131.04円 (22.6%)
県たばこ税	21.40円 (3.7%)
国たばこ税	136.04円 (23.5%)
たばこ特別税	16.40円 (2.8%)
消費税	52.73円 (9.1%)

## 入 湯 税

温泉の利用者に課税される税金で、衛生施設や観光施設、消防施設などの整備および観光の振興に要する費用に充てられるために設けられた目的税です。

### ◆入湯税を納める人

鉱泉浴場（温泉施設）に入湯した人

### ◆税 率

入湯客1人1日につき150円

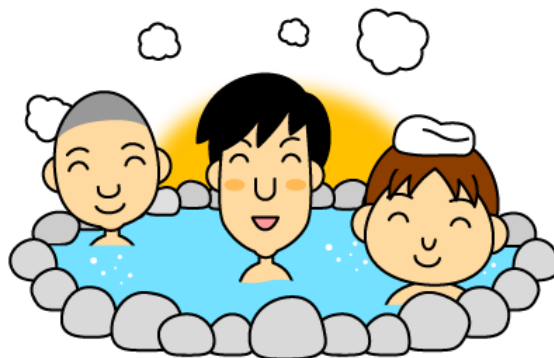
### ◆課税の免除

次に該当する場合は、入湯税がかかりません。

- (1) 12歳未満の人
- (2) 共同浴場または一般公衆浴場に入湯する人
- (3) 修学旅行等の学校教育上の行事に参加する学生、生徒、児童。
- (4) 市民温泉、やまゆり荘、老人福祉センター、いわせ保健センターにおける入湯する人
- (5) 療養を目的とした入湯者で、医師の診断書がある方
- (6) 日帰り客が利用する施設で、その利用料金が1,000円以下（消費税の額を除く）の人

### ◆申告と納税

鉱泉浴場（温泉施設）の経営者が、前月中に入湯客から受け取った税額などを翌月15日までに申告し、納めることになっています。



## 軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（軽自動車）の所有者に対して課税される税金です。

### ◆軽自動車税（種別割）を納める人

毎年4月1日（賦課期日）現在、市内を主たる定置場（使用の本拠地）とする軽自動車等を所有している人

※普通自動車と異なり、月割課税制度はありません。4月2日以降に廃車や名義変更しても、1年分の税金を納めることになります。

### ◆税 額

～原動機付自転車及び二輪車等の税額～

車種区分		年税額
原動機付 自転車	50cc 以下	2,000 円
	特定小型原動機付自転車（0.6kw 以下）	2,000 円
	50cc を超え 90cc 以下	2,000 円
	90cc を超え 125cc 以下	2,400 円
	ミニカー（20cc を超え 50cc 以下）	3,700 円
二輪の軽自動車（125cc を超え 250cc 以下）及び二輪以下のトレーラ		3,600 円
二輪の小型自動車（250cc を超えるもの）		6,000 円
小型特殊 自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他のもの	5,900 円

※ミニカー……三輪以上で総排気量が20cc を超え50cc までのもののうち、車室を有するもの又は左右の車輪の中心間の距離が50cm を超えるもの

～三輪・四輪の軽自動車の税額～

車種区分				年税額		
				初度検査年月が 平成27年3月 以前の車両	初度検査年月が 平成27年4月 以後の車両	初度検査年月 から13年経 過した車両 (重課税率)
軽 自 動 車	三輪（660cc 以下）			3,100 円	3,900 円	4,600 円
	四輪（660cc 以下）	乗 用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
			営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		貨 物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
			営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円

※初度検査年月……新車として最初に新規検査を受けた年月です。自動車車検証で確認することができます。

※初度検査年月から13年を経過した軽自動車であっても、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリットの軽自動車は重課税率（概ね20%加算）の対象外となります。

#### ◆軽自動車のグリーン化特例（軽課）

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに初度検査を受けた三輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた、環境負荷の小さい車両については、令和5年度に限り、次のとおり減額となります。

車種区分			年税額		
			電気軽自動車 ・天然ガス 軽自動車 ※1	ガソリン車・ハイブリット車 (揮発油を内燃機関の燃料とするもの) ※2	
				基準1 ※3	基準2 ※4
三輪			1,000円	2,000円	3,000円
四輪	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	対象外	対象外
	貨物	営業用	1,000円	対象外	対象外
		自家用	1,300円	対象外	対象外

※1：天然ガス軽自動車については、平成30年排出ガス規制に適合するもの又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両に限ります。

※2：ガソリン車・ハイブリット車は、いずれも平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限ります。

※3：令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃料基準の90%以上達成車

※4：令和2年度燃料基準達成かつ令和12年度燃費達成基準の70%以上達成車

#### ◆納 税

毎年5月に送付される納税通知書で、5月末日までに納付してください。

#### ◆減 免

次の要件に該当する場合は、減免を受けることができます。

※前年に減免申請された方で、下記①～④に該当する場合、申請内容に変更がなければ現況届出書の提出により減免を受けることができます。

なお、申請内容に変更があった場合は、再度減免の申請が必要となりますのでご注意ください。

##### (1) 減免の対象となる軽自動車

- ① 身体に障がいのある人（18歳未満の場合はその人と生計を一にする人も可）が所有している軽自動車
- ② 知的障がい、精神障がいのある人又はその人と生計を一にする人が所有し

ている軽自動車

- ③ 構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車
- ④ 公益のため直接専用する軽自動車

## (2) 申請期限

納期限の7日前までに申請してください。

### ◆各種手続き

軽自動車等を取得したり、他人に譲渡したり、廃車または住所を変更したときには、15日以内に申告手続きをしてください。

車 種	申 告 先
原動機付自転車 (125cc 以下バイク等) 小型特殊自動車	須賀川市役所税務課 長沼・岩瀬・榊衝市民サービスセンター ☎88-9124
三輪・四輪の軽自動車 (660cc 以下)	軽自動車検査協会福島事務所 ☎050-3816-1837
二輪の軽自動車 (125cc を超え 250cc 以下)	東北運輸局 福島運輸支局 ☎050-5540-2015
二輪の小型自動車 (250cc を超えるもの)	





# Q&A



**Q1**

原付バイクを4月中旬に友達に譲ったのですが、私のところに軽自動車税（種別割）の納税通知書が届きました。私のところにはもうバイクは無いのですが、税金は納めなければならないのでしょうか？

**A 1**

軽自動車税（種別割）は、4月1日現在軽自動車等を所有している方に課税されますので、あなたに納税通知書をお送りします。

来年度からは、あなたのお友達に課税されることとなります。

ただし、譲渡した旨の申告をしていないと来年度以降もあなたに課税されますので、必ず手続きをしてください。

**Q2**

私は農業用のトラクターを所有していますが、公道を走らない場合でもナンバーの交付を受けなければならないのでしょうか？

**A 2**

公道を走らない場合でも軽自動車税（種別割）の対象になりますので、ナンバーの交付を受けなければなりません。

**Q3**

私は原付バイクを所有しており須賀川市に軽自動車税（種別割）を納めていますが、来月転勤で福島市に引っ越すことになりました。何か手続きは必要ですか？

**A 3**

軽自動車税（種別割）は定置場（主に駐車する場所）所在地の市町村で課税されます。定置場が変わる場合は、今付いている須賀川市のナンバープレートはずして廃車手続きをしなければなりません。その後、福島市で申告し、新しいナンバープレートの交付を受けることになります。

**Q4**

原付バイクを所有していた母が亡くなりました。どのような手続きをすればよいのでしょうか？

**A 4**

ほかの方が続けて所有する場合には名義変更の手続きを、車両を手放す場合には廃車の手続きをしてください。

## 国民健康保険税

国民健康保険税は、社会保険等に参加していない人で国民健康保険の資格を有する人の世帯主へ、医療分と支援金分及び介護分を合算した額が課税されます。

区 分	内 容
医 療 分	国保に加入している人が病気やけがをしたときの医療費や、出産一時金、葬祭費などの費用に充てるためのものです。
支 援 金 分	後期高齢者（主に75歳以上の人）の医療費の一部を、74歳以下の人で支援するためのものです。
介 護 分	40歳以上の人介護を必要とする状態となった場合の費用に充てるためのものです。40歳以上65歳未満の加入者がいる世帯に課税されます。 ※65歳以上の方は国保税とは別に介護保険料として納めます。

### ◆国民健康保険税を納める人

住民票の世帯主が国民健康保険税を納めます。そのため、世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、世帯の中に国民健康保険加入者がいれば、世帯主が国民健康保険税を納めることとなります（擬制世帯主）。

※社会保険等への加入や脱退など、国保資格に変更があった場合は、変更日から14日以内に市保険年金課、各市民サービスセンターで手続きをしてください。

### ◆税 率

所得割、均等割、平等割の3つの合計で、1世帯ごとの税額が決められます。

$$\text{国保税} = \text{国保加入者全員の所得割の合計} + (\text{均等割} \times \text{加入者数}) + \text{平等割}$$

### 令和5年度税率及び課税限度額

区 分	内 容	医 療 分	支 援 金 分	介 護 分	合 計
所得割	前年中の所得に応じて算定 (前年中の総所得金額－基礎 控除額※) × 右の率	7.20%	2.51%	1.95%	11.66%
均等割	被保険者数に応じて算定 被保険者数 (加入者数) × 右の額	円 23,000	円 7,500	円 8,000	円 38,500
平等割	1世帯当たりの額 一世帯当たり × 右の額	円 19,000	円 7,400	円 5,600	円 32,000
課税 限度額		円 650,000	円 220,000	円 170,000	円 1,040,000

※基礎控除額は合計所得金額により、以下のとおりになります。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超、2,450万円以下	29万円
2,450万円超、2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

## ◆国民健康保険税の軽減

### (1) 低所得世帯に対する軽減

判定基準所得額※が、一定額以下の場合に均等割と平等割が軽減されます。判定基準は、以下のとおりです。

軽減割合	判定基準
7割	判定基準所得額が43万円+10万円×(給与所得者等※の人数-1)以下
5割	判定基準所得額が43万円+(被保険者等※の人数×29万円)+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下
2割	判定基準所得額が43万円+(被保険者等の人数×53万5千円)+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下

なお、該当年度の1月1日現在65歳以上で年金所得がある場合は、その所得から15万円控除した額で判定します。また、専従者控除、譲渡所得に対する特別控除は適用しない額で判定します。

※判定基準所得額……擬制世帯主と被保険者（旧国保被保険者（国保から後期高齢者医療制度に移行した人）を含む）の所得の合計額

被保険者等……被保険者と旧国保被保険者。擬制世帯主は含まない。

給与所得者等……被保険者等のうち、一定の給与所得（給与収入55万円超）がある人と公的年金の支給（60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））を受けた人

#### 《注意点》

軽減を受けるための申請は不要ですが、前年中の所得申告をしていないと軽減判定ができないため、所得に応じた軽減を受けることができません。必ず所得申告をしてください。

## (2) 後期高齢者医療制度移行による軽減

75歳に到達し国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人がいる世帯で、国民健康保険加入者が1人となる世帯は、平等割額が、移行後5年目までの間は半額、6年目から8年目までの間は、4分の1軽減されます。

## (3) 非自発的失業者に対する軽減

倒産、解雇、雇い止め、正当な理由のある自己都合退職などで離職した人で、以下の要件を満たす人は、申告をすることで、給与所得を7割減額して算定を受けることができます。軽減される期間は、退職日の翌日(国保の資格取得日)から翌年度末までとなります。

### ① 軽減の対象になる人

- ・ 離職時点で65歳未満の人
- ・ 雇用保険の失業給付を受ける人で、「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」に記載された離職理由コードが「11・12・21・22・23・31・32・33・34」に該当する人

### ② 申告方法

「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」、「世帯主及び対象者の個人番号が確認できる書類」、「窓口に来る人の本人確認ができる書類」を持参し保険年金課及び長沼・岩瀬の各市民サービスセンターで申告してください。

## (4) 未就学児に対する軽減

世帯に未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)がいる場合は、該当する人の被保険者均等割額が一律5割軽減されます。なお、低所得世帯に対する軽減が適用される場合は、軽減後の残りの額が5割軽減されます。それぞれの軽減区分における軽減適用後の均等割額は以下のとおりです。

軽減割合	医療分	支援金分	合計
7割	円 3,450	円 1,125	円 4,575
5割	円 5,750	円 1,875	円 7,625
2割	円 9,200	円 3,000	円 12,200
軽減無し	円 11,500	円 3,750	円 15,250

## ◆納付方法と納期

納付書や口座振替で納付していただく普通徴収と、年金からの差し引きにより納入する特別徴収があります。

### (1) 普通徴収

7月から翌年2月まで8回での納付となります。

期 別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納 期	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

※7月以降に加入手続きをされた場合には、手続きをした月の翌月からの納付となります。

### (2) 特別徴収

#### ○対象となる人

特別徴収の対象となるのは次に該当する人です。

- ① 世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯であること。
- ② 世帯主本人が国民健康保険加入者であること。
- ③ 世帯主が年額18万円以上の年金を受給していること。
- ④ 介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金受給額の2分の1を超えないこと。

#### ○特別徴収のしくみ

国保税は当年度分を4月から翌年2月までの計6回、年金を世帯主の口座に振り込む前に年金から差し引きします。

年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
特別徴収	← 仮徴収期間 → 前年度2月分と同額を差し引き			← 本徴収期間 → 確定した年税額から仮徴収分を差し引いた金額を差し引き		

※仮徴収…当年度の国保税が確定する前に、前年度と同じ税額を見込んで仮に徴収するもの。

※本徴収…当年度の国保税が確定した後に、確定した国保税額から仮徴収で納付した税額を差し引いた額を徴収するもの。

#### ○仮徴収額の平準化について

前年中と前々年中の所得額が大きく異なる場合などの理由で、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じる場合があります。

そこで、各回の税額ができるだけ均等になるように前年度の国民健康保険税額を基礎として、6月と8月の仮徴収額を調整し、特別徴収における国民健康保険税の平準化を行います。(年税額は変わりません。)

<特別徴収の平準化計算例>

令和4年度 (年税額120,000円)	4月仮徴収	6月仮徴収	8月仮徴収	10月本徴収	12月本徴収	2月本徴収
	30,000	30,000	30,000	10,000	10,000	10,000

※2月本徴収額と同額で4・6・8月に仮徴収されます。

令和5年度  
(年税額120,000円と  
仮定した場合)

○平準化しない 場合	4月仮徴収	6月仮徴収	8月仮徴収	10月本徴収	12月本徴収	2月本徴収
	10,000	10,000	10,000	30,000	30,000	30,000

6・8月分を調整

○平準化した 場合	4月仮徴収	6月仮徴収	8月仮徴収	10月本徴収	12月本徴収	2月本徴収
	10,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000

※10月以降の本徴収額は、7月に確定する令和5年度の年税額から仮徴収済額を差し引いた金額を3回で割ります。

◎仮徴収額平準化の計算方法

4月分10,000円(前年度2月分と同額)

6・8月分の仮徴収額

年税額 120,000円 - 10,000円(4月分) = 110,000円

110,000円 ÷ 5(残りの特徴回数) = 22,000円



# Q&A



**Q1** 私自身は国民健康保険（以下「国保」という。）に加入していませんが、市から国保税の通知書が届いたのはなぜですか？

**A 1** 国保税は世帯主が納税義務者となるため、世帯主本人が国保に加入していなくても、同じ世帯に国保に加入している人がいる場合は世帯主宛に通知します。

このような場合の世帯主を擬制世帯主といいます。

**Q2** 会社に勤めて社会保険に加入したのに、国保税が課税されていますがなぜですか？

**A 2** 国保と社会保険との間では情報のやり取りはしていないため、社会保険に加入した際は窓口での国保脱退の手続きが必要です。手続きした月の翌月中旬に、社会保険に加入した日の前月分までの国保税を月割りで再計算し、税額変更通知書を送付します。

なお、社会保険加入後に国保の保険証で医療機関を受診した場合、本来社会保険で支払うべき医療費を国保で支払っているため、その医療費を返還していただく場合があります。

**Q3** 前年と同様に収入がないのに、国保税が3倍以上増額されているのはなぜですか？

**A 3** 収入申告されていない可能性があります。たとえ収入がない場合でも、収入申告は必要です。なお、収入申告しない場合は低所得世帯に対する軽減が適用されません。

例えば、国保の被保険者が1人（年齢40歳以上）で収入がない世帯の場合、収入申告した場合の国保税額は21,000円（7割軽減適用）で、収入申告していない場合の国保税額は70,500円（軽減適用外）になります。

なお、国保に加入していない世帯主（擬制世帯主）が収入申告していない場合も、低所得による軽減は適用されません。

※ その他のQ&Aについては、市ホームページ「国民健康保険税に関するQ&A」をご覧ください。

## 固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）に土地、家屋、償却資産の（これらを総称して「固定資産」といいます。）所有している人がその固定資産の価格をもとに算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

### ◆課税の対象となる固定資産

土地	田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、原野、雑種地など
家屋	住宅、事務所、店舗、工場、倉庫など
償却資産	土地、家屋以外の事業用資産（構築物、機械、装置、工具、器具、備品、船舶、航空機など）で法人税または所得税の減価償却の対象となる資産

### ◆固定資産税を納める人（納税義務者）

毎年1月1日現在、須賀川市内に固定資産を所有している人です。

具体的には次のとおりです。

土地	登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
家屋	登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

ただし、所有者として登記（登録）されている人が1月1日以前に死亡している場合等には、1月1日現在で土地、家屋を現に所有している人（相続人等）が納税義務者になります。

#### ○売買等があった場合

1月1日より前に売買契約等がなされていても、法務局の所有権移転登記（未登記家屋の場合は税務課への所有権変更届出）などの手続きが1月1日現在で完了していなければ、旧所有者が納税義務者となります。

なお、年の途中に所有権移転登記などの手続きが完了した場合でも、当該年度の納税義務者は変わりません。

#### ○家屋を取り壊した場合

登記されている家屋を取り壊した場合は、法務局で建物滅失の登記を行ってください。その手続きが完了すると、法務局から税務課へ通知されるため、税務課での手続きは必要ありません。

ただし、年内中に取り壊した家屋の滅失登記の手続きが翌年になる場合や登記されていない家屋（未登記家屋）を取り壊した場合は、税務課に「建物取壊し申請書」の提出が必要となります。

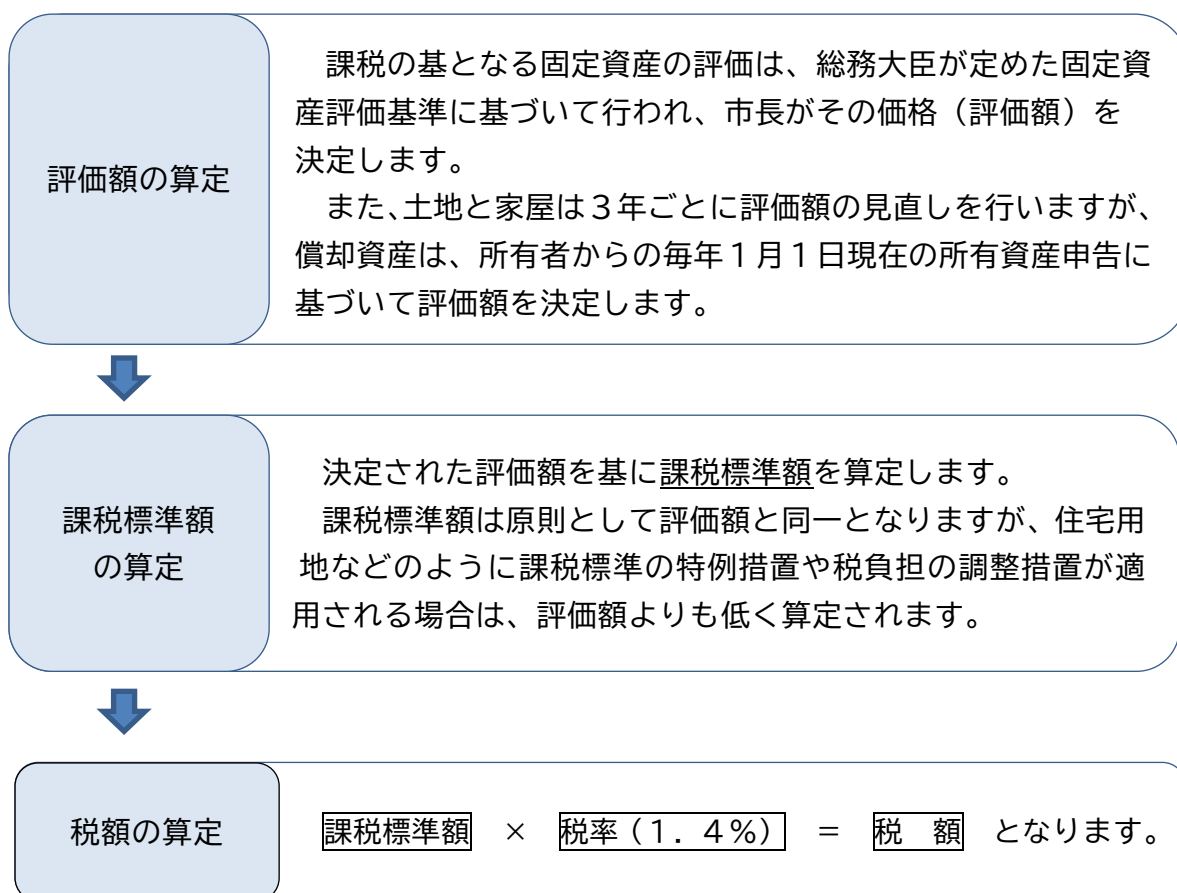
#### ○共有資産の場合

共有資産については、共有者全員で連帯して納税する義務があります。



## ◆計算方法と税率

固定資産税は、次のような手順で税額が決定されます。



### ○免税点

同一の人が市内に所有するそれぞれの固定資産課税標準額の合計額が次の金額に満たないときは、固定資産税は課税されません。

土地： 30万円  
家屋： 20万円  
償却資産： 150万円

### ○評価替え

固定資産税の土地と家屋の評価額は、3年ごとに見直すこととされ、これを「評価替え」といいます。

土地と家屋については、基準年度に評価替えを行い、1月1日現在の価格を固定資産課税台帳に登録します。第2年度及び第3年度は、新たな評価は行わず、基準年度の価格をそのまま据え置きます。（令和3年度が評価替えの年度でした。）

ただし、次の場合には例外的に基準年度以外でも評価替えを行います。

- ア 土地の地目の変換があった場合
- イ 家屋の増改築があった場合
- ウ 地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないとき など

# ●土地に対する課税

## ◆評価のしくみ

固定資産評価基準によって、売買実例価格を基に算定した正常売買価格を基礎として、地目別に定められた評価方法により評価します。

### (1) 地目

地目は、田、畑、宅地、池沼、山林、原野及び雑種地などをいいます。  
登記簿上の地目に関わりなく、その年の1月1日現在（賦課期日）の現況の地目によります。

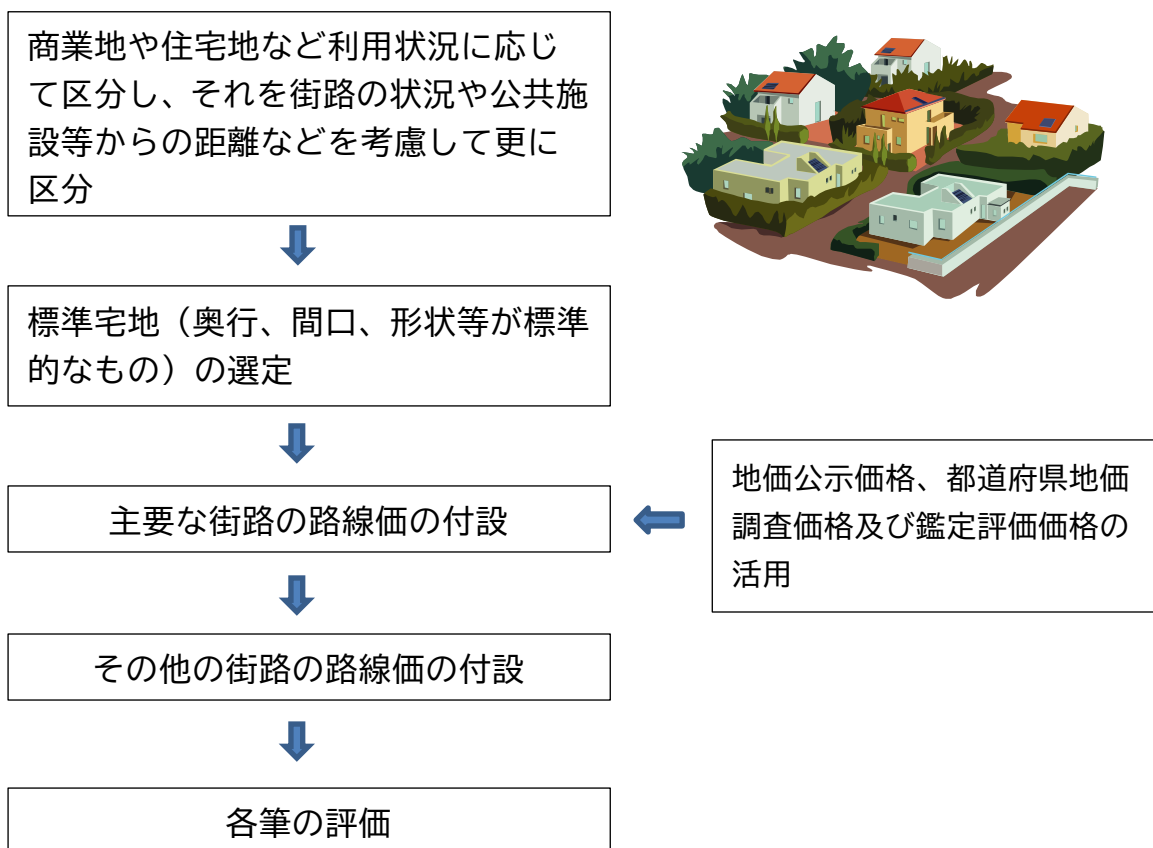
### (2) 地積

地積は、原則として登記簿に登録されている地積によります。

### (3) 地目別の評価方法

#### ① 宅地（市街地宅地評価法の場合）の評価方法

宅地の評価は、地価公示価格、都道府県地価調査価格、及び不動産鑑定士による鑑定評価から求めた価格を参考に7割程度を目途に均衡化・適正化を図っています。



#### <標準宅地について>

標準宅地とは、市内の地域ごとに、その主要な街路に接した標準的な宅地をいいます。

#### <路線価について>

路線価とは、市街地などにおいて街路に付けられた価格のことであり、具体的には、その街路に接する標準的な宅地の1㎡当たりの価格をいいます。

主要な街路の路線価は、標準宅地についての地価公示価格や鑑定評価価格等を基にして求め、その他の街路の路線価は、その主要な街路の路線価を基にして幅員や公共施設からの距離等に応じて求めます。

宅地の価格（評価額）は、この路線価を基にしてそれぞれの宅地の状況（奥行、間口、形状など）に応じて求めます。

### ② 宅地（その他の宅地評価法の場合）の評価方法

状況の類似する地区ごとに標準宅地を選定し、その適正な時価（地価公示価格等の7割を目途）に比準して、各筆を評価します。

### ③ 農地、山林の評価方法

原則として、宅地の場合と同様に標準地を選定し、その標準地の価格（その算定の基礎となる売買実例価額に宅地見込地としての要素等があればそれに相当する価額を控除した準農地、純山林としての価格）①に比準して評価します。

ただし、市街化区域農地や宅地等への転用許可を受けた農地等については、状況が類似する宅地等の評価額を基準として求めた価額から造成費を控除した価額によって評価します。

### ④ 牧場、原野、雑種地等の評価方法

宅地、農地、山林の場合と同様に売買実例価額や付近の土地の評価額に基づく方法等により評価します。

## ◆住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地は、その税負担を特に軽減する必要から、その面積の広さによって、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて課税標準の特例措置を適用します。

### ○特例の対象となる住宅用地

- ① 専用住宅（専ら人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地……その土地の全部（家屋の床面積の10倍まで）
- ② 併用住宅（一部を人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地……その土地の面積（家屋の床面積の10倍まで）に一定の率を乗じて得た面積に相当する土地

住宅用地の面積は、家屋の敷地の用に供されている土地の面積に下表の住宅用地の率を乗じて求めます。

家 屋	居住部分の割合	住宅用地の率
専用住宅	全部	1. 0
下記以外の併用住宅	4分の1 以上 2分の1 未満	0. 5
	2分の1 以上	1. 0
地上5階以上の耐火建築物である併用住宅	4分の1 以上 2分の1 未満	0. 5
	2分の1 以上 4分の3 未満	0. 75
	4分の3 以上	1. 0

### ○特例による軽減率

- ① 住宅用地のうち住宅1戸あたり200㎡までの部分(小規模住宅用地)  
価格の6分の1の額を課税標準額とします。
- ② 住宅用地のうち住宅1戸あたり200㎡を超え、家屋の床面積10倍までの部分(一般住宅用地)  
価格の3分の1の額を課税標準額とします。  
例えば、300㎡の住宅用地(一戸建て住宅の敷地)であれば、200㎡分が小規模住宅用地で残りの100㎡分が一般住宅用地となります。



## ●家屋に対する課税

### ◆評価のしくみ

固定資産評価基準に基づいて、再建築価格を基礎に評価します。

#### (1) 新築家屋の評価

$$\text{評価額} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$

再建築価格 …………… 評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するとした場合に必要とされる建築費に相当するものです。

経年減点補正率 …… 家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価の割合です。

#### (2) 新築家屋以外の家屋（在来分家屋）の評価

在来分家屋については、基準年度（3年ごと）に評価替えが行われます。

$$\begin{aligned} \text{評価額} &= \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率} \\ &\quad \parallel \\ &= \text{基準年度の前年度の再建築価格} \times \text{再建築費評点補正率} \\ &\quad \left[ \begin{array}{l} \text{木造家屋} \cdots 1.04 \\ \text{非木造家屋} \cdots 1.07 \end{array} \right. \end{aligned}$$

ただし、上記の算式により算出された評価額が評価替え前の価格を超える場合には、評価額は評価替え前の価格に据え置かれます。

### ◆新築住宅に対する減額措置

新築住宅について、新築後一定期間、固定資産税が減額されます。

#### (1) 適用対象は、次の要件を満たす住宅です。

① 専用住宅や併用住宅（例えば、1階が店舗で2階が住宅となっている家屋）であること。ただし、併用住宅の場合には、住居として用いられている部分（居住部分）の床面積が家屋全体の2分の1以上であることが必要です。

この場合、減額の対象となるのは、居住部分に限られます。

#### ② 床面積の要件

対象となる住宅	要件
一戸建住宅 マンション等の区分所有住宅	居住部分の床面積が 50 m <sup>2</sup> 以上 280 m <sup>2</sup> 以下であること。
賃貸用集合住宅（アパート）	一つの居住部分ごとの床面積が 40 m <sup>2</sup> 以上 280 m <sup>2</sup> 以下であること。

## (2) 減額される範囲

居住部分の床面積が120㎡以下の場合は、税額は2分の1となります。  
居住部分の床面積が120㎡を超え280㎡以下の場合は、120㎡に相当する部分の税額は2分の1となりますが、120㎡を超える部分については減額されません。

## (3) 減額される期間

一般住宅 …………… 新築後3年度分  
(3階建て以上の中高層耐火住宅等は5年度分)  
長期優良住宅 …………… 新築後5年度分  
(3階建て以上の中高層耐火住宅等は7年度分)

## ◆住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置

既存住宅を、現行の耐震基準に合った住宅に改修工事を行った場合、その家屋に対する固定資産税が減額されます。

### (1) 対象となる住宅の要件

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅

### (2) 減額対象工事

令和6年3月31日までに行われた耐震改修工事で、1戸当たり50万円を超えるもの。

### (3) 減額される範囲と期間

① 耐震改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋にかかる固定資産税の2分の1を減額します。

また、改修工事により認定長期優良住宅となった場合は、前記の固定資産税額を3分の2減額します。

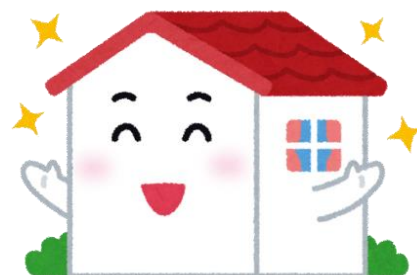
② 対象となる床面積は、1戸あたり120㎡までとなります。

### (4) 手続きの方法

改修工事終了後3か月以内に、次の書類を添付して税務課へ申告してください。

- ① 現行の耐震基準に適合した改修工事である証明書  
(建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関が発行するもの)
- ② 工事費用が確認できるもの(工事契約書、領収書などの写し)
- ③ 改修工事により認定長期優良住宅になった場合は、長期優良住宅認定通知書の写し

※ なお、耐震改修により固定資産税の減額を受けた年度はバリアフリー改修や省エネ改修による減額が受けられませんので、ご注意ください。



## ◆バリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額措置

住宅のバリアフリー工事を行った場合、その家屋に対する翌年度分の固定資産税が減額されます。

### (1) 対象となる住宅の要件

新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅を除く）で、次のいずれかの方が居住していること。

- ① 65歳以上の人
- ② 要介護認定または要支援認定を受けている人
- ③ 障がいのある人



### (2) 減額対象工事

令和6年3月31日までに行われた、次のバリアフリー改修工事で、改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下で、補助金等を除いた改修工事費用が、1戸当たり50万円を越えるもの。

- ① 車いす移動通路の拡幅
- ② 階段の勾配の緩和
- ③ 浴室の改良
- ④ 便所の改良
- ⑤ 手すりの取付け
- ⑥ 床の段差解消
- ⑦ 出入り口の戸の改良
- ⑧ 床表面の滑り止め化

### (3) 減額の期間と範囲

- ① バリアフリー改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に対する固定資産税の3分の1を減額します。（ただし、耐震改修住宅等に対する固定資産税の減額措置を受けている場合は減額されません。）
- ② 対象となる床面積は、1戸あたり100㎡までとなります。

### (4) 手続きの方法

改修工事後3か月以内に、工事代金の領収書の写し及び工事明細書の写しなど工事内容を証明する書類を添付して税務課へ申告してください。

## ◆熱損失防止（省エネ）改修に伴う固定資産税の減額措置

住宅の熱損失防止（省エネ）改修工事を行った場合、その家屋に対する翌年度分の固定資産税が減額されます。

### (1) 対象となる住宅の要件

平成26年4月1日以前に建てられた住宅。（ただし、賃貸住宅を除く。）

### (2) 減額対象工事

令和6年3月31日までに行われた次の省エネ改修工事で、改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下で、補助金等を除いた改修工事費用が、1戸当たり60万円を超えるもの。

- ① 窓の改修工事（必須工事）
- ② 窓の改修工事と併せて行う、床、天井又は壁の断熱改修工事

### (3) 減額の期間と範囲

- ① 省エネ改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋にかかる固定資産税の3分の1を減額します。（ただし、耐震改修住宅等に対する固定資産税の

減額措置を受けている場合は減額されません。)

② 対象となる床面積は、1戸あたり120㎡までとなります。

③ 新築住宅軽減や耐震改修特例の対象となっている住宅には適用されません。

#### (4) 手続きの方法

改修工事後3か月以内に、省エネ基準に適合した工事であることを証明する書類を添付して市役所税務課へ申告してください。

## ●固定資産の価格等に係る不服審査について

### ◆「評価額」に不服がある場合

納税者は、固定資産課税台帳に登録された価格に不服があるときは、市に設置されている固定資産評価審査委員会に対して、固定資産の価格等を登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日の翌日から3か月以内に、審査の申し出をすることができることとなっています。

ただし、基準年度以外は、地目の変更や家屋の増改築などの事情により評価が変わった場合を除き、審査の申し出をすることができません。

### ◆「評価額以外」(税額など)に不服がある場合

納税通知書の内容について不服がある場合は、その賦課決定があったことを知った日(通常、納税通知書の交付を受けた日)の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。





## ●償却資産に対する課税

償却資産の評価は、資産を保有する人は、毎年1月31日までに、市へ『償却資産申告書』を提出しなければなりません。

固定資産評価基準に基づき、取得価格を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少を考慮して毎年評価します。

### ◆償却資産の評価・税額の求め方

#### ① 前年中に取得された償却資産

$$\text{価格（評価額）} = \text{取得価格} \times (1 - \text{減価率} / 2)$$

#### ② 前年より前に取得された償却資産※

$$\text{価格（評価額）} = \text{前年度の価格} \times (1 - \text{減価率})$$

※②により求めた額が、取得価格の5%よりも小さい場合は、取得価格の5%の価格が評価額となります。

償却資産は、原則として価格が課税標準額になりますので、それに税額を乗じて税額を求めます。





**Q1** 令和4年11月に土地を購入し、令和5年2月に所有権移転登記をしました。令和5年度の固定資産税は誰に課税されますか？

**A1** 地方税法の規定で固定資産税は、その年の1月1日現在の登記簿上の所有者に1年分の納税義務があります。そのため、令和5年度の固定資産税は売主の方に課税になります。

**Q2** 昨年6月に住宅を取り壊して駐車場にしました。今年の納税通知書を見たら、土地の税額が急に高くなったのですがなぜですか？

**A2** 昨年度までは住宅用地として課税標準の特例（軽減措置）が適用されていました。しかし、今年の1月1日（賦課期日）現在は住宅を取り壊し、駐車場として使用しているため今年度は住宅用地ではなくなり、特例が受けられなくなったためです。

**Q3** 令和元年9月に住宅を新築しましたが、令和5年度から急に固定資産税が高くなりました。なぜでしょうか？

**A3** 新築住宅に対しては、床面積50㎡から（アパートの場合は1戸あたり40㎡から）280㎡までであれば、課税される年度から3年度分（3階建て以上の中高層耐火住宅等で一定の要件を満たす場合は5年度分）の固定資産税額が120㎡分まで2分の1に軽減されます。令和2・3・4年度の3年度分は税額が2分の1に減額されていましたが、令和5年度は軽減期間が終了したため本来の税額に戻ったためです。

**Q4** 納税通知書に記載されている家屋の表示と実際の棟数違うのですが、どうしてでしょうか？

**A4** 増築された部分があったり、1棟の建物でも構造が違ったりする（1階は鉄骨で2階が木造の場合など）と、それぞれに評価するので実際の棟数とは異なる場合があるためです。

## 東日本大震災による被災住宅用地等の特例

**Q5**

東日本大震災により滅失・損壊した住宅の敷地（被災住宅用地）について、固定資産税に何か特例はありますか？

**A5**

令和8年度分まで当該敷地を住宅用地とみなし、住宅が建設されていなくても、各年度の賦課期日において市長が認める場合、住宅用地に対する課税標準の特例が適用されます。

詳しくは税務課にお尋ねください。

**Q6**

被災住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地の代替土地を取得した場合、何か特例はありますか？

**A6**

当該被災住宅用地の代替土地を令和8年3月31日までの間に取得した場合、当該代替土地のうち被災住宅用地相当分について、住宅が建設されていなくても、取得後3年度分は当該土地を住宅用地とみなし、住宅用地に対する課税標準の特例が適用されます。

**Q7**

被災家屋の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋（被災代替家屋）を取得、または改築した場合の固定資産税の特例はありますか？

**A7**

令和8年3月31日までの間に取得し、または改築した場合には、当該被災代替家屋に係る税額のうち、被災家屋の床面積相当分について、4年度分は4分の1、その後の2年度分は3分の1が減額されます。



## 都市計画税

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるための、目的税です。

### ◆課税の対象となる資産

都市計画法による市街化区域内に所在する土地及び家屋です。

### ◆都市計画税を納める人（納税義務者）

毎年1月1日現在、須賀川市内に上記「課税の対象となる資産」を所有している人です。

この場合の所有している人とは、固定資産税と同様です。（30ページ参照）

固定資産税が免税点未満の人は、都市計画税も課税されません。（31ページ参照）

### ◆税率と税額の計算方法

課税標準額 × 税率（0.3%）＝ 税額 となります。

### ◆課税標準額

#### (1) 土地

住宅用地については、課税標準の特例措置が適用されますが、特例によって軽減される率は固定資産税と異なり、次のとおりです。

##### ① 住宅用 地に係る課税標準の特例措置

- ・ 小規模住宅用地 価格の3分の1
- ・ 一般住宅用地 価格の3分の2

※ 固定資産税と同様に上記住宅用地に対する課税標準の特例を適用します。（33ページ参照）

#### (2) 家屋

固定資産税の課税標準と同じ価格です。

### ◆納税の方法

固定資産税と併せて納めていただきます。



## 納税について

市税は須賀川市民みんなの財産です。市税を有効に活用するために期限を守り納めましょう。

### ◆市税等を納める時期

納期限及び 口座振替日		個人市民税 (普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税 (種別割)	国民健康保 険税(普通徴収)
納税通知書送付		6月10日頃	5月2日頃	5月2日頃	7月12日頃
4月	5月1日(月)				
5月	5月31日(水)		1期	全期	
6月	6月30日(金)	1期			
7月	7月31日(月)		2期		1期
8月	8月31日(木)	2期			2期
9月	10月2日(月)				3期
10月	10月31日(火)	3期			4期
11月	11月30日(木)				5期
12月	12月25日(月)		3期		6期
1月	1月31日(水)	4期			7期
2月	2月29日(木)		4期		8期

### (1) 市税

税 目			納 期
市 民 税	個 人	普通徴収	6月、8月、10月、1月
		特別徴収	徴収月の翌月10日まで
	法 人	確定申告	事業年度終了の翌日から2か月以内
		中間申告	事業年度開始後6か月を経過した日から2か月以内
固定資産税、都市計画税			5月、7月、12月、2月
軽自動車税(種別割)			5月
市たばこ税			翌月末日(毎月)
入湯税			徴収月の翌月15日まで(毎月)

※納期限が土曜、日曜、祝日に当たる場合は、その次の平日が納期限になります。

## (2) 国民健康保険税

区 分	対 象	納 期
普通徴収	特別徴収以外の方	7月から翌年2月まで（8期）
特別徴収	65歳以上75歳未満の方で、国民健康保険に加入している世帯主の方（ただし、下の①から③のすべてに該当する方）	≪仮徴収≫ 所得が確定していないため、4・6・8月は前年度2月と同額が差し引きされます。 ≪本徴収≫ 確定した年間の保険税額から、4・6・8月分を除いた税額を、10・12・2月の3回に分けて差し引きします。

- ① 世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯
- ② 年額18万円以上の年金を受給している方
- ③ 介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金受給額の2分の1を超えない方

### ◆市税等を納める場所

#### ○市内にある次の金融機関の本店と各支店

須賀川信用金庫    東邦銀行    福島銀行    大東銀行  
 福島県商工信用組合    東北労働金庫    夢みなみ農業協同組合  
 （本店を除く）

#### ○東北6県のゆうちょ銀行

#### ○コンビニエンスストア

納付する方の利便性向上のために、全国のコンビニエンスストアで、曜日や時間を気にすることなくいつでもご利用できます。

MMK設置店    セブン-イレブン    セイコーマート  
 デイリーヤマザキ    ファミリーマート    ポプラグループ  
 ミニストップ    ニューヤマザキデイリーストア  
 ヤマザキスペシャルパートナーショップ    ローソン

※コンビニ・スマートフォン決済アプリで納めることができない納付書

- ① 納期限（使用期限の記載がある場合は使用期限）が過ぎた納付書
- ② 1枚当たりの金額が30万円を超える納付書
- ③ 額を訂正した納付書
- ④ バーコード印字のない納付書
- ⑤ 折り目、破れや汚れがあるため、バーコードの読み取りができない納付書

## ○スマートフォン決済アプリ納付

令和4年4月からスマートフォン決済アプリでの納付が始まりました。

納税通知書（納付書）に印字されたバーコード情報をお手持ちのスマートフォンで読みとって決済することにより、外出せずに、「いつでも どこでも」24時間納付ができます。決済手数料はかかりません。

（ただし、アプリインストール時や決済時の通信料は自己負担になります。）

### ①決済可能なアプリ

LINE Pay、PayPay、楽天銀行アプリ、PayB、au PAY、ファミペイ

### ②スマートフォン決済アプリ利用時の注意事項

・インターネット限定のサービスとなりますので、金融機関窓口やコンビニエンスストア店頭ではスマートフォン決済アプリによる納付はできません。

#### ・納付の確認について

領収書は発行できません。領収書や納税証明書が必要な方は、金融機関などの納税窓口またはコンビニエンスストアで納付してください。

・自動で引き落としではなく、期別の納付書ごとに毎回手続きが必要となります。

・アプリで納付処理をした場合は、取消ができません。

## ○市税等セルフレジ

須賀川市で発行している納付書を使用して、非対面で市税等を納付できるセルフレジを設置しました。

セルフレジが納付書を自動認識し、現金でのみ納付できます。

領収書の押印や切り離しを機械が行うため、待ち時間の縮減や新型コロナウイルスなど感染症対策として安全安心にご利用できます。

①設置場所 市役所1階 ATMコーナー内

②稼働時間 9時00分～16時45分（平日のみ）

※土・日・祝日・年末年始はご利用できません。

## ◆口座振替

市では、市税などの口座振替を推進しています。納める時間が無い方など、口座からの振替が大変便利です。

ぜひ、口座振替をご利用ください。

### (1) 口座振替できる税目

市県民税（普通徴収 全期または期別） 軽自動車税（種別割）  
国民健康保険税（普通徴収 全期または期別）  
固定資産税・都市計画税（全期または期別）  
※固定資産税・都市計画税は、個人名義・共有名義について、それぞれ  
申込みが必要です

#### ○その他口座振替できる使用料等

下水道受益者負担金（全期または期別） 下水道受益者分担金（全期または期別） 農業集落排水使用料 合併処理浄化槽使用料 住宅使用料  
保育料 延長保育料 預かり保育料 認定こども園保育料 こども園時間外保育料 児童クラブ保育料 介護保険料（普通徴収） 後期高齢者医療保険料（普通徴収）

注：保育料、延長保育料、預かり保育料、認定こども園保育料、こども園時間外保育料、児童クラブ保育料を申込みされた場合は、これらをまとめて『子ども子育て支援』として、同じ口座が振替登録されます。

### (2) 口座振替のできる金融機関

須賀川信用金庫 東邦銀行 福島銀行 大東銀行  
福島県商工信用組合 東北労働金庫 夢みなみ農業協同組合  
ゆうちょ銀行 常陽銀行

### (3) 口座振替のできる口座科目

原則として、普通預（貯）金、当座預（貯）金の2科目となります。

### (4) 口座振替日

○各税目等の納期限の日となります。

○申し込まれた月の、翌月の月末以降の納期分から口座振替になります。

※納期限の前日までに、ご入金ください。

### (5) 申込方法

#### ①申込場所

・市内の金融機関の本店（夢みなみ農業協同組合本店を除く）及び各支店と各郵便局

・市役所収納課、長沼・岩瀬・榊衝各市民サービスセンターの窓口

※申請書は、各申込窓口に準備してありますので、窓口でご記入ください。



## ②必要なもの

預金・貯金通帳と通帳届出印鑑、口座振替を行う税目などの納付書

### ◆WEB口座振替申請受付サービス

令和4年4月から口座振替の申請がインターネット上でもできるようになりました。

税・料金の納付に係る口座振替申込みをインターネット（パソコン、スマートフォン、タブレット端末）からできるサービスです。

このサービスを利用することで、書類作成や届出印が不要となり、郵送や窓口持参の手間なく手軽にご希望の金融機関からの口座振替の申込みができます。

#### (1) 申込みができる税目

市県民税（普通徴収 全期または期別） 軽自動車税（種別割）  
国民健康保険税（普通徴収 全期または期別）  
固定資産税・都市計画税（全期または期別）  
※固定資産税・都市計画税は、個人名義・共有名義について、それぞれ  
申込みが必要です

#### ○その他申込みができる使用料等

合併処理浄化槽使用料 住宅使用料 保育料 延長保育料 預かり保育料  
認定こども園保育料 こども園時間外保育料 児童クラブ保育料  
介護保険料（普通徴収） 後期高齢者医療保険料（普通徴収）

注：保育料、延長保育料、預かり保育料、認定こども園保育料、こども園時間外保育料、児童クラブ保育料を申込みされた場合は、これらをまとめて『子ども子育て支援』として、同じ口座が振替登録されます。（ゆうちょ銀行を除く）

#### (2) 申込みができる金融機関

須賀川信用金庫 東邦銀行 福島銀行 大東銀行  
夢みなみ農業協同組合 ゆうちょ銀行 常陽銀行  
※ゆうちょ銀行は、『子ども子育て支援』科目はご利用できません。

#### (3) 口座振替のできる口座科目

普通預（貯）金、当座預（貯）金の2科目となります。

#### (4) 申込方法

市ホームページより口座振替を希望する科目を選択し、申込みサイト（外部サイト）より必要事項をご登録ください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

#### ○必要なもの

預金・貯金通帳と、口座振替を希望する科目の納税通知書等。  
（通帳届出印は不要です）

## ◆クレジット納付

パソコンやスマートフォンから『F-REGI 公金支払い』のポータルサイトへ接続し、納めたい市税とクレジットカードの情報を入力することにより、自宅や外出先から24時間いつでも納付することができます。

※クレジット納付は納付の確認に時間を要するため、納税証明書の交付をお急ぎの方は、クレジット納付以外の方法をご利用ください。

### (1) 納付できる税目

市県民税（普通徴収） 固定資産税・都市計画税 軽自動車税（種別割）  
国民健康保険税（普通徴収）

### (2) クレジットで納めることができない納付書

- ・納期限が過ぎた納付書
- ・納付番号、確認番号が「\*\*\*」表示されている納付書

### (3) 決済手数料

納付金額	～10,000円	～20,000円	～30,000円	～40,000円	～50,000円
決済手数料 (税抜)	50円	150円	250円	350円	450円

以降、納付金額が10,000円ずつ増えるごとに手数料が100円(税抜)ずつ加算されます。

### (4) 利用方法

パソコンやスマートフォンから【F-REGI 公金支払い】にアクセスして、画面に従って手続きしてください。

## ◆納税コールセンターが納付を呼びかけます

市では、平成30年7月2日から「須賀川市納税コールセンター」により、納期限を過ぎても納付が確認できない方に、早期の納税や口座振替の勧奨を呼びかけます。

【専用電話番号：0248-94-2201】

同コールセンターでは、オペレーターが専用電話番号から「須賀川市納税コールセンター〇〇です。」と名乗ります。オペレーターが金融機関の口座に振り込みを求めたり、ATM操作を指示することはありませんので、不審な電話がありましたら、いったん電話を切り、収納課（88-9127）にお問い合わせください。

## ◆もし納期限までに納めなかったら・・・

### (1) 滞納処分について

市税は、決められた納期限内に、自主的に納めていただくことが原則です。この納期限内に納付しないことを滞納といいます。

滞納すると、納期限後20日以内に督促状が送付されます。納期限までに納めた方との公平を保つため、本来の税額に加え、発生した延滞金も合わせて納付いただくことになります。

法律では「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納者の財産を差押えなければならない」と定められています。

市では、徹底した各種財産の調査（勤務先や取引先、銀行などへの照会等）を行い、その方の財産（預貯金、給与、不動産、自動車、その他動産等）の差押えを行います。預貯金や給与の差押えは、すぐに市税に充てることとなりますが、不動産、自動車、その他の動産等は、差押えた動産等の公売等（換価といいます）を行い、市税に充てることとなります。こうした差押え、公売などの一連の法律に基づく手続きを滞納処分といいます。

市税を納めることができない事情がある方は滞納のままにしておかず、早めにご相談ください。

### (2) 延滞金について

延滞金は、滞納税額と納期限の翌日から納付までの期間に応じて計算されます。これは、納期限内に納付された方との公平を保つためです。

#### ○延滞金の率

地方税法の改正により、平成26年1月1日以降の期間に適用する延滞金の割合が見直されました。

期 間	本 則	特 例（平成26年1月1日から適用）
納期限の翌日から1か月を経過する日まで	7.3%	延滞金特例基準割合(※)+1% (上限7.3%)
それ以降	14.6%	延滞金特例基準割合(※)+7.3%

※延滞金に係る特例基準割合は、令和3年1月1日から延滞金特例基準割合へ名称改正されました。

※延滞金特例基準割合とは

各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

<参考> 令和4年中の延滞金特例基準割合・・・年1.4%  
令和5年中の延滞金特例基準割合・・・年1.4%

# Q&A



**Q1**

3日前に固定資産税を銀行で納付したのに、今日督促状が送られてきたのはどうしてですか？

**A 1**

納付していただいた税金の領収書に記載されている税金の種類、期別などが督促状のものと同じか再度ご確認ください。

また、各取扱金融機関やコンビニエンスストア等で納付いただいた情報を市が確認するには、数日から2週間程度かかるため、納付していただいていたにも関わらず行き違いで督促状が送付される場合がありますので、ご了承ください。

**Q2**

市税や使用料等を滞納すると、どうなりますか？

**A 2**

市が徴収する税金や使用料等を納期限までに納付しないと、20日以内に督促状を送付します。それでも納付が確認できない場合には、納期限内に納めた方との公平性や市政運営の財源を確保するため、差押えを実施します。

また、納期限までに納付が無いと延滞金がかかります。延滞金は納期限の1か月を経過する日までの期間は年2.4%、それ以後は年8.7%の割合となります。（延滞金特例基準割合による）

**Q3**

口座振替を利用していますが、残高不足で市税の引き落としができませんでした。どうすればいいですか？

**A 3**

残高不足等による再振替は行っておりません。市役所収納課、長沼・岩瀬・榊衝各市民サービスセンターで納付書の交付を受け、金融機関またはコンビニエンスストア等で納付してください。

**Q4**

新しく軽自動車を買いました。前から持っている軽自動車と一緒に口座振替したいのですが、申請は必要ですか？

**A 4**

所有者が一緒でしたら、申請の必要はありません。登録してある口座から一緒に振替になります。

## 税証明について

税証明は、所得金額や財産状況などの個人情報に記載されているため、本人の申請が原則です。代理人の方が申請される場合は委任状が必要となります。

ただし、同一世帯の配偶者及び親族の方が代理で申請される場合は、委任状は不要です。（※固定資産に関する証明は委任状が必要です。）

証明書の種類		内 容	発行窓口※1			手数料
			A	B	C	
所得・課税関係	課税(非課税)証明書	前年の所得金額、所得控除内訳、証明年度の市県民税額など	○	○	○	1件 300円
	所得証明書	前年の所得金額、所得控除内訳など (市県民税額の記載はありません)	○	○	○	1件 300円
納税関係	納税証明書	各税目の年税額、納付済額、未納額など	○ ※2	○ ※2	○ ※2	1件 300円
	社会保険料納付額証明書	国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付額(確定申告用・年末調整用)	○	○	×	無 料
	軽自動車税納税証明書	軽自動車税について滞納がないこと (滞納がある場合、発行できません)	○	○	×	車検用は無料 (その他 300円)
資産関係	資産証明書	土地の地目ごとの地積計と評価額計 家屋の床面積計と評価額計 償却資産の評価額計	○	○	○	所有者ごと 1件 300円
	名寄帳	所有しているすべての土地・家屋の所在地、地目・用途、地積・床面積、評価額、課税標準額、課税相当額など	○	○	×	所有者ごと 1件 300円
	評価証明書	土地・家屋の所在地、地目・用途、地積・床面積、評価額など	○	○	×	所有者ごと 1件 300円
	公課証明書	土地・家屋の所在地、地目・用途、地積・床面積、評価額、課税標準額、課税相当額など	○	○	×	所有者ごと 1件 300円
	登録事項証明書	土地・家屋の所在地、地目・用途、地積・床面積など	○	○	×	所有者ごと 1件 300円
	資産なし証明書	市内に固定資産を所有していないこと	○	×	×	1件 300円
その他	営業(所在地)証明書	市内に設置されている法人名、所在地など	○	○	×	1件 300円
	公簿閲覧	地籍簿、地籍図、多角点成果簿	○	×	×	1公簿 300円
	公簿写し	地籍簿・地籍図・多角点成果簿、地番図	○	×	×	写し1枚 300円
	住宅用家屋証明	当該家屋が住宅用であることの証明	○	×	×	1件 1,300円

※1：発行窓口 A…税務課、長沼市民サービスセンター、岩瀬市民サービスセンター  
B…市民課  
C…稲田・小塩江・仁井田・大東・榊衝市民サービスセンター

※2：法人の納税証明書は税務課でのみの発行となります。

## ◆手続きに必要なもの

区 分	必 要 書 類
本人が申請する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認ができるもの 公的機関発行の顔写真入り証明書（マイナンバーカード、運転免許証、住基カードなど）</li> <li>※上記の証明書が無い場合は、住基カード（写真なし）、保険証、年金手帳など複数の書類を確認させていただきます。</li> </ul>
代理人が申請する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代理人の本人確認ができるもの（本人が申請する場合と同じ）</li> <li>・委任状（委任者が署名し、押印したもの）</li> <li>※資産関係の証明書を除き、同一世帯の親族が申請する場合には委任状は不要です。</li> </ul>
法人に関する証明書	<p>【代表者本人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認ができるもの（本人が申請する場合と同じ）</li> <li>・法人の登記事項証明書など代表者が確認できる書類</li> </ul> <p>【代理人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代理人の本人確認ができるもの（本人が申請する場合と同じ）</li> <li>・法人の代表者印（法務局登録印）または委任状（代表者印が押印されたもの）</li> </ul>
継続検査（車検）用 納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車検証</li> </ul>
相続人 ※本人死亡による	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の本人確認ができるもの（本人が申請する場合と同じ）</li> <li>・本人の死亡並びに相続関係が確認できる書類（戸籍・住民票など）</li> </ul>
借地・借家人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の本人確認ができるもの（本人が申請する場合と同じ）</li> <li>・賃貸借契約書など、借地借家の権利関係（物件の記載があるもの）が確認できる書類</li> </ul>

### 委任状

#### 委任状とは

委任状には、特に決まった様式はありませんが、右の例を参考にご本人が作成してください。

また、市ホームページより様式をダウンロードできます。

#### 委 任 状

代理人 住所 須賀川市〇〇町××番地  
氏名 〇〇 〇〇

上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

委任事項 〇〇証明の請求受領に関すること。

令和□□年□月□日

委任者 住所 須賀川市△△町××番地  
氏名 〇〇 〇〇 ㊞  
生年月日 昭和□□年□月□日  
電話番号 □□-□□□□

署名は委任者が直筆で記入

## ◆税証明書を郵送で申請する場合

須賀川市から転出したり、また仕事などで窓口に来られない場合には、郵送による請求ができます。市ホームページから証明書交付申請書（郵便請求用）をダウンロードしてお使いいただくか、または、便せんなどに必要事項を記入のうえ、次の書類を同封して郵送してください。

### 〈必要書類〉

①申請書

②本人確認のできる書類のコピー

（マイナンバーカード、運転免許証、住基カードなど）

③証明手数料（定額小為替を郵便局で購入してください）

④切手を貼り、住所・氏名を書いた返信用封筒

（返信先は、本人の住民登録のある住所が原則です）

### 〈その他〉

・継続検査（車検）用納税証明書の場合は、車検証のコピーが必要です。手数料は無料です。

・相続登記（所有者本人死亡による）などに使用するために証明書を請求される場合、上記必要書類のほかに所有者の死亡や相続関係を確認するための書類（戸籍・住民票など）のコピーが必要です。

### 申 請 書（記載例）

申請者（納税義務者）

現在の住所 ○○市△△区××町□□番地

須賀川市での住所 須賀川市○○町□□番地

氏 名 ○○ ○○

生 年 月 日 昭和□□年□月□日

電 話 番 号 □□□-□□□-□□□□

必要とする証明書 令和□□年度○○証明を□通

使用目的または提出先 ○○○○へ提出のため

申請年月日 令和□□年□月□日

・納税証明の場合…税目（○○税）

・軽自動車税納税証明書の場合…車両番号

・固定資産に関する証明の場合…土地・家屋の別、地番、家屋番号など

【送付先】〒962-8601（住所記載不要）

須賀川市役所税務課 あて

### ○申請する際の注意点

・電話やメールによる申請は受け付けておりません。

・代理人の方が申請する場合は、委任状が必要となります。

## ◆税証明書コンビニ交付サービス

マイナンバーカード及び多目的利用登録をした住民基本台帳カードをお持ちの方は、証明書コンビニ交付サービスで次の証明書の取得が可能です。（証明書交付のための暗証番号が必要となります。）

令和5年度課税（非課税）証明書（令和4年中所得・控除内訳等、令和5年度市県民税課税額）

○コンビニエンスストアで証明書が取得可能な時間

6時30分から23時まで（12月29日～1月3日及びサーバメンテナンス時を除く）

○証明書を取ることが可能な店舗

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、市役所庁内設置マルチコピー機、Aコープ北東北、セイコーマート、日本郵便（一部）、イオンリテール、ウェルシア薬局、マルトグループホールディングス





## 税についてのお問い合わせ

### ◆市税について

問い合わせたいこと	担当課・係	電話
税関係証明について	税務課 税制係	(0248) 88-9123
個人の市・県民税について 市・県民税の申告について 市・県民税の特別徴収について 法人市民税について 軽自動車税について 原付バイク等のナンバー交付・廃車について 市たばこ税・入湯税について	税務課 市民税係	88-9124
固定資産税について（土地・家屋・償却資産） 都市計画税について 固定資産税課税台帳の縦覧・閲覧について	税務課 固定資産税係	88-9125
国民健康保険税について	保険年金課 国保税係	88-9136
市税の納付について 納付書の再発行・口座振替等について 納税の相談について	収納課 収納管理係 滞納整理係	88-9126 88-9127

### ◆国税・県税について

問い合わせたいこと	問い合わせ先		
所得税、法人税、相続税・ 贈与税、消費税について その他国税に関すること	須賀川税務署 須賀川市東町 135-1 ☎75-2194		
納税証明書の発行について	福島県県中地方 振興局県税部 郡山市麓山1-1-1	管理課	☎024-935-1235
県税の納税の相談について		納税課	☎024-935-1241
法人県民税、法人・個人事業税、狩猟税等について		課税第一課 事業税チーム	☎024-935-1251
不動産取得税について		課税第一課 不動産取得税チーム	☎024-935-1254
自動車税、軽油引取税、ゴルフ場利用税等について		課税第二課	☎024-935-1261

### ◆普通・軽自動車の登録手続きについて

区分	機関	所在地	電話
普通自動車・小型二輪	東北運輸局 福島運輸支局	福島市吉倉字吉田 54	050-5540-2015
軽自動車	軽自動車検査協会 福島事務所	福島市吉倉字谷地 18-1	050-3816-1837

## 令和5年度 市税のしおり

令和5年8月発行

編集・発行：須賀川市財務部税務課



SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS

須賀川市は、持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

TEL 0248-88-9123

FAX 0248-94-4564

E-mail [zeimu@city.sukagawa.fukushima.jp](mailto:zeimu@city.sukagawa.fukushima.jp)

URL <https://www.city.sukagawa.fukushima.jp>